

呉市バリアフリー基本計画

(素案)

令和4年8月

呉市

目次

第1章 呉市バリアフリー基本計画の概要

- 1 背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 呉市の概況

- 1 呉市の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 バリアフリー化の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 高齢者、障害者等のバリアフリー化へのニーズ・・・・・・・・ 24

第3章 呉市バリアフリー促進方針

- 1 移動等円滑化促進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - 1. 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - 1. 2 基本理念の達成に向けた基本方針・・・・・・・・ 32
 - 1. 3 呉市全体におけるバリアフリー化の整備の方針（ハード整備）・・・ 34
 - 1. 4 バリアフリー化に関する情報提供（ソフト対策）・・・・・・・・ 38
 - 1. 5 心のバリアフリーの取組（ソフト対策）・・・・・・・・ 42
- 2 移動等円滑化促進地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
 - 2. 1 移動等円滑化促進地区の設定・・・・・・・・ 50
 - 2. 2 各移動等円滑化促進地区のバリアフリー化の促進に関する取組方針・ 55
 - 2. 3 届出制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

第4章 呉市バリアフリー基本構想

- 1 重点整備地区の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
- 2 各重点整備地区の基本構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
- 3 特定事業計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90

第5章 呉市バリアフリー基本計画の評価・見直し

- 1 継続した取組に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91

参考

- 1 呉市移動円滑化基本構想検討協議会構成員・・・・・・・・ 92
- 2 呉市移動円滑化基本構想検討協議会開催要綱・・・・・・・・ 93

第1章 呉市バリアフリー基本計画の概要

1 背景と目的

(1) バリアフリー法について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」といいます。）は、高齢者、障害者、その他日常生活や社会生活に身体の機能上の制限を受ける方々（以下「高齢者、障害者等」といいます。）の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的に、一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー化施策の推進を図るべく、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、平成18年に制定されました。

その後、平成30年の法改正により、移動等円滑化促進方針制度が創設されるとともに、令和2年の法改正では、公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の更なる推進を図るため、バリアフリー基準適合義務の対象が拡大され、公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）が追加されました。

また、国民の理解の増進及び協力の確保を図るため、「心のバリアフリー」に係る施策等の取組も強化されています。

このように、ハード・ソフトの両面から、更なるバリアフリー化を推進し、共生社会を実現していくことが求められています。

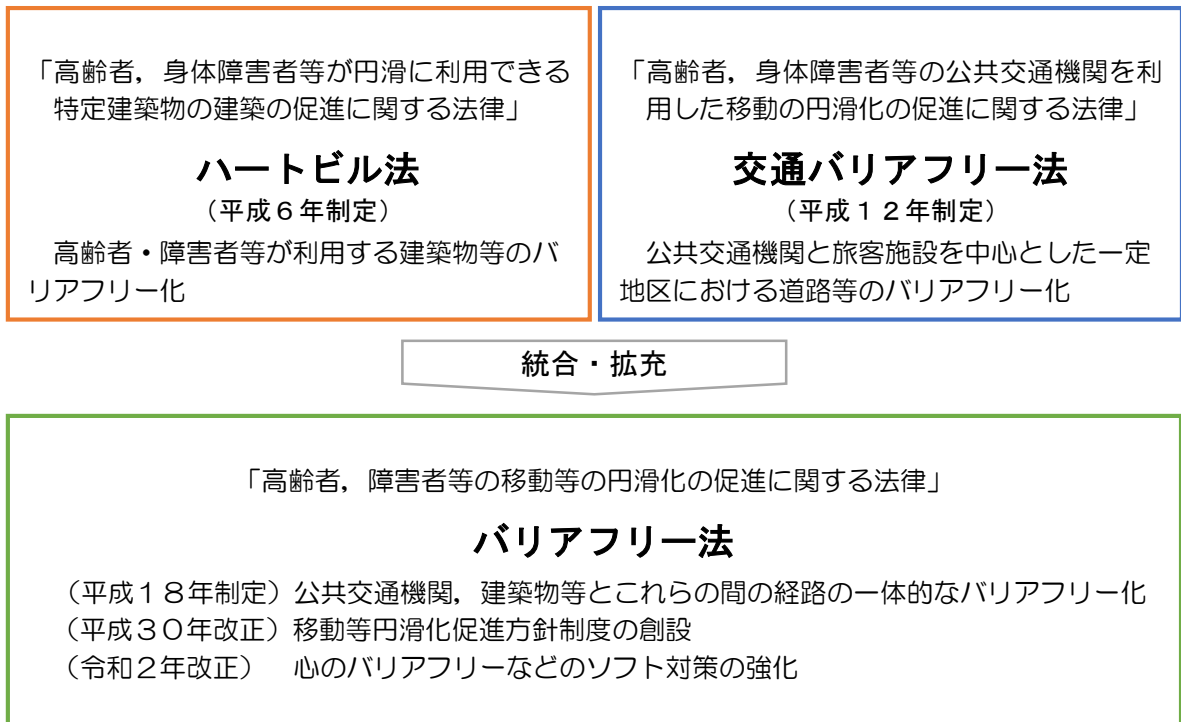


図1 バリアフリー法の経緯

(2) 移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想の概要

バリアフリー法において、市町村は、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（以下「国の基本方針」といいます。）に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」といいます）及び移動等円滑化にかかる事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「移動等円滑化基本構想」といいます）を作成するよう努めるものとされています。

ア 移動等円滑化促進方針

移動等円滑化促進方針（以下「促進方針」といいます。）は、移動等円滑化促進地区において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもので、広くバリアフリーについて考え方を共有し、具体の事業計画である移動等円滑化基本構想の作成につなげていくことを狙いとしています。

また、促進方針においては、市域全体のバリアフリー化に関する方針についても明確にすることが望ましいとされています。

○移動等円滑化促進地区

生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われ、生活関連施設及び生活関連経路について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区等

イ 移動等円滑化基本構想

移動等円滑化基本構想（以下「基本構想」といいます。）は、重点整備地区において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成する具体的な事業（特定事業）を位置付けたものです。

新設・新築を行う一定の施設等には、移動等円滑化基準への適合義務が課せられており、バリアフリー化が図られますが、既存施設等については、適合義務が課されないため、基本構想に特定事業として定めることで、施設設置管理者等と連携してバリアフリー化を図ることができます。面的・一体的なバリアフリー化を図ることで、高齢者、障害者等が移動する際の利便性や安全性の向上が図られ、誰もが暮らしやすいまちづくりに繋がるとともに、外出機会の増大や交流促進、地域の活性化も期待されます。

○重点整備地区

生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われ、生活関連施設及び生活関連経路について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区等

○特定事業

公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業

(3) 呉市バリアフリー基本計画の作成の目的

呉市では、「交通バリアフリー法」に基づき、平成13年8月に「呉市移動円滑化基本構想」（以下「従前の基本構想」といいます。）を作成し、バリアフリー化への総合的な取り組みを示すとともに、「JR呉駅・呉港周辺地区」及び「JR広駅・安芸阿賀駅周辺地区」の2地区を重点整備地区に位置付け、公共交通、道路、交通安全等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めてきました。

従前の基本構想作成から約20年が経過し、その間に行われたバリアフリー法の制定・改正や呉市を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、全市的なバリアフリー化の推進を目指し、促進方針の作成を行うとともに、従前の基本構想における重点整備地区や特定事業等の見直しを行うものです。

これを踏まえ、呉市における促進方針及び基本構想をそれぞれ「呉市バリアフリー促進方針」、「呉市バリアフリー基本構想」と称し、これらを合わせて「呉市バリアフリー基本計画」と位置付けます。

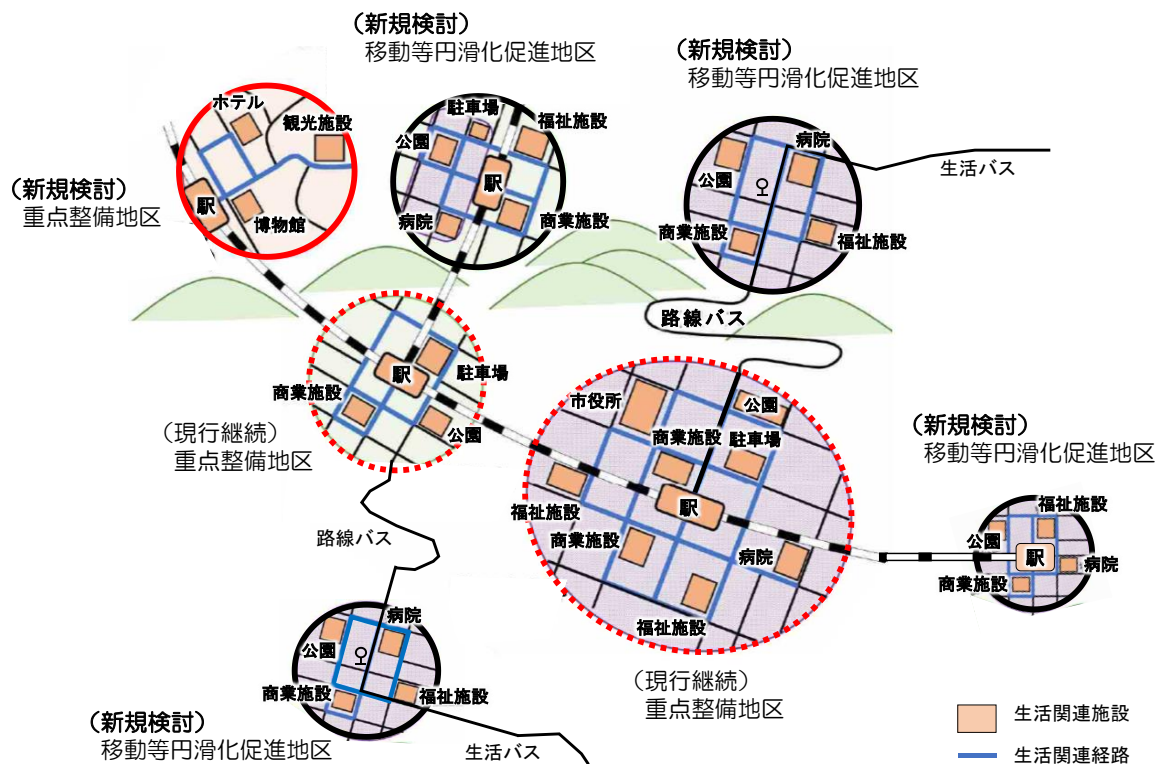


図2 移動等円滑化促進方針・基本構想のイメージ

- 生活関連施設
高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設
- 生活関連経路
生活関連施設相互間の経路

2 計画の位置付け

本計画は、バリアフリー法や呉市が策定する各種計画の最上位に位置する「第5次呉市長期総合計画」に即すとともに、まちづくりにおける関連計画である「呉市都市計画マスタープラン」、「呉市立地適正化計画」及び「呉市地域公共交通網形成計画」との調和を図り、福祉分野の関連計画である「呉市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」、「第5次呉市障害者基本計画・第6期呉市障害福祉計画及び第2期呉市障害児福祉計画」等、また、広島県のバリアフリー化に関する条例である「広島県福祉のまちづくり条例」との調和・連携を図るものとしてします。

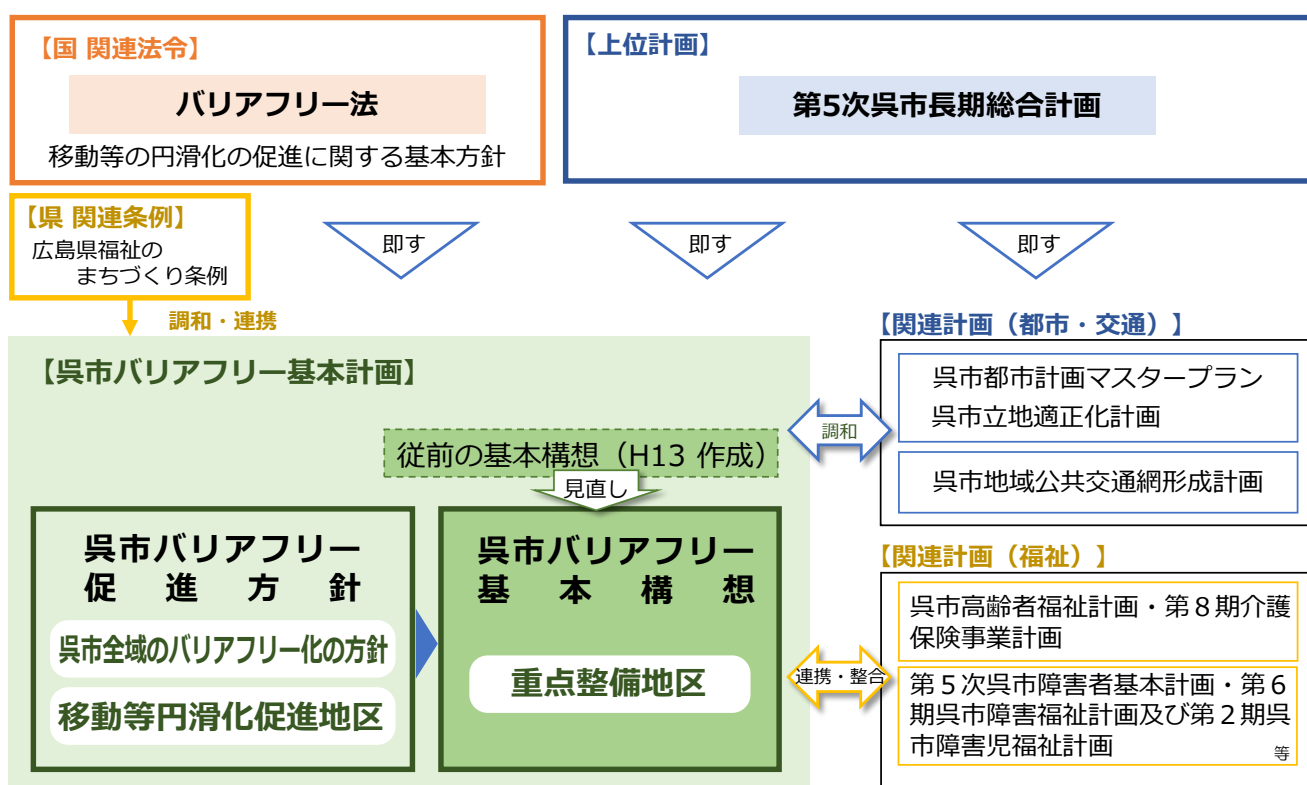


図3 呉市バリアフリー基本計画の位置付け

3 計画期間

本計画は、計画期間を10年、目標年次を令和14年度とします。

また、本計画は、中間年度に進捗状況の調査等の中間評価を実施し、必要があると認められるときは、見直しを行います。

第2章 呉市の概況

1 呉市の現況

(1) 人口等の動向

ア 人口の推移と長期的な見通し

呉市の人口は減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和17年には平成12年より約8.4万人減少し、約17.5万人になると想定されています。

生産年齢人口は平成12年に約16.6万人でしたが、令和17年には約9.4万人になると見込まれています。

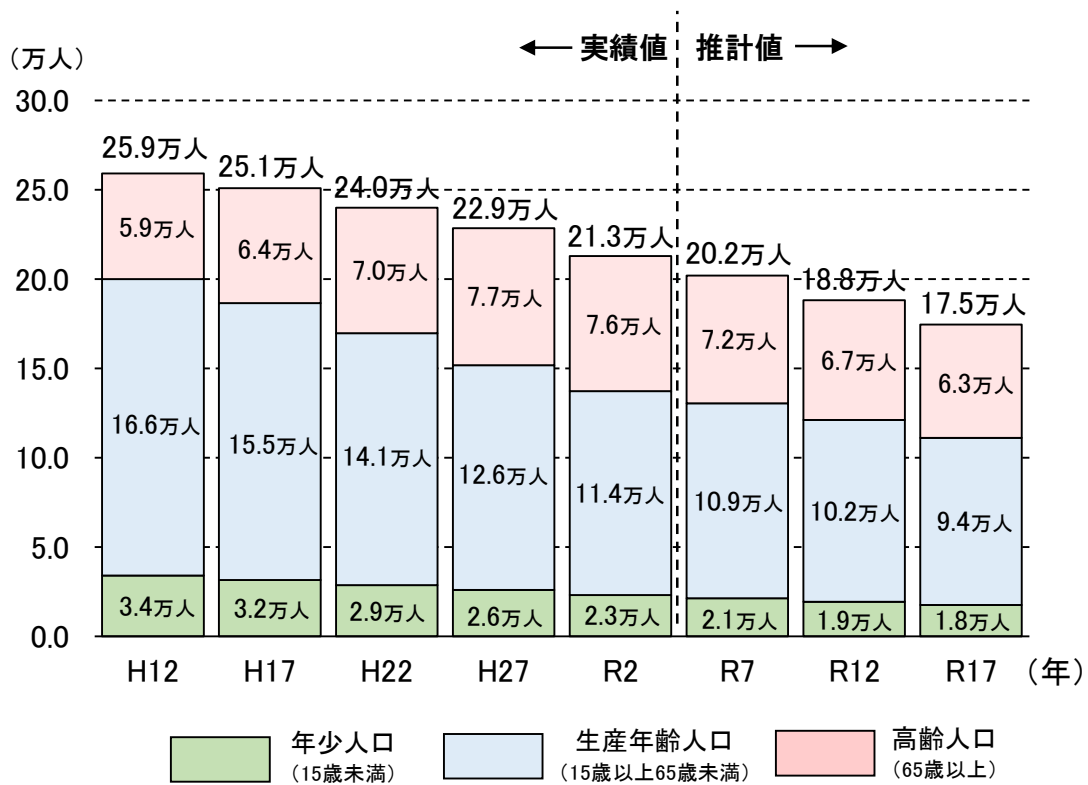


図4 人口の推移

出典：令和2年 国勢調査，国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

イ 人口の分布状況

呉市は瀬戸内海に面する陸地部と、倉橋島や安芸灘諸島などの島しょ部で構成されており、内陸部には、灰ヶ峰、野呂山をはじめ、標高300mから800m前後の山が連なり、市域全体を通じて平坦地が少なく、市街地や集落が分断された地形特性を有しています。

その結果、中央地区、広地区の市街地、JR沿線の沿岸部や昭和地区等に人口が集積する一方で、内陸部、島しょ部に人口が低密に分布しています。

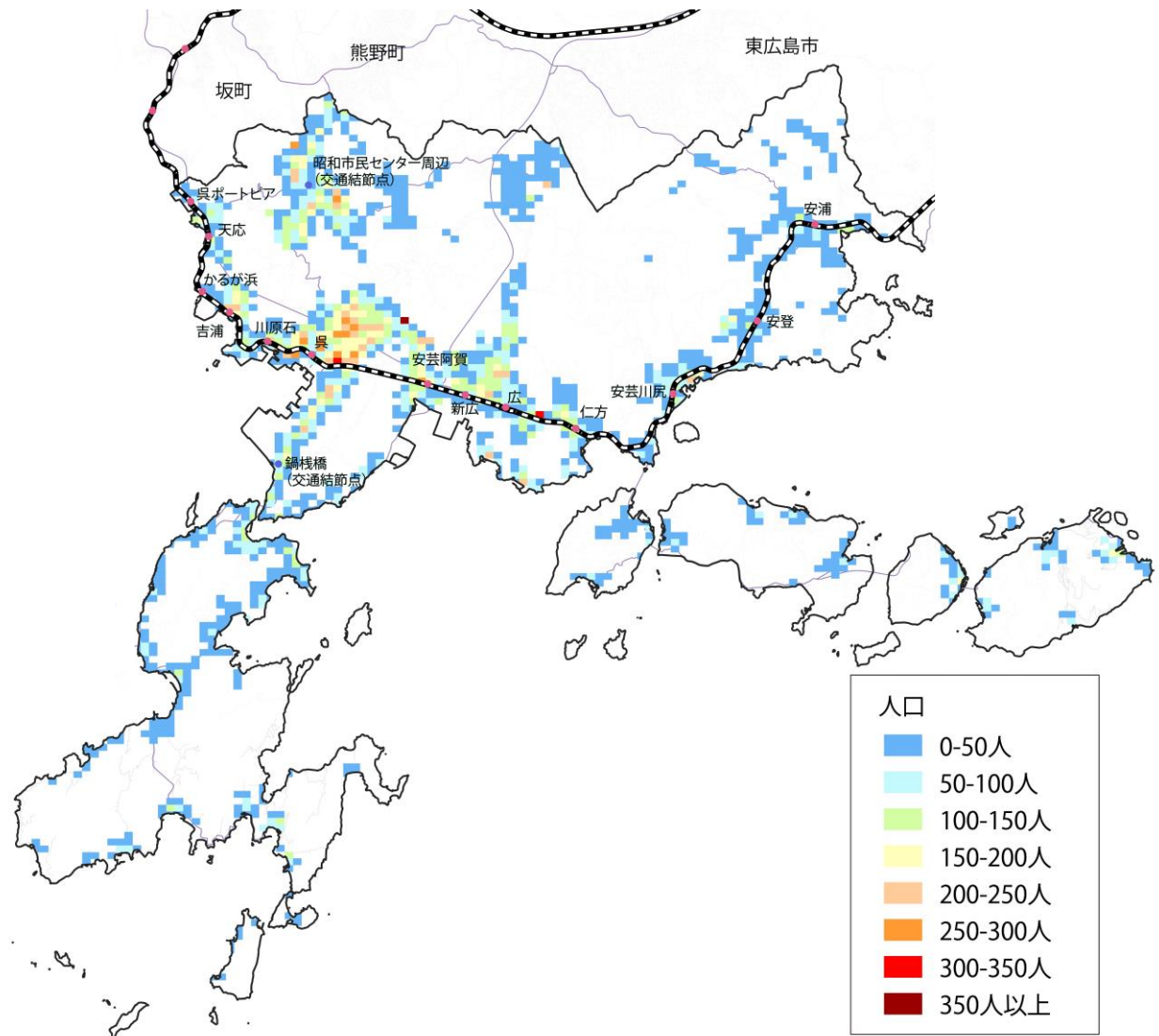


図5 人口分布（250mメッシュ）

出典：国勢調査（平成27年）

(2) 高齢者及び障害者の状況

ア 高齢者の状況

呉市の高齢化率は平成12年には約22.8%でしたが、令和2年には約35.5%と上昇しており、令和17年までは、ほぼ横ばいのまま高止まりすると想定されています。

全国の高齢化率と比較した場合、グラフの推移は呉市と同様の結果になっていますが、高齢化率は全国平均より5%程度上回っています。

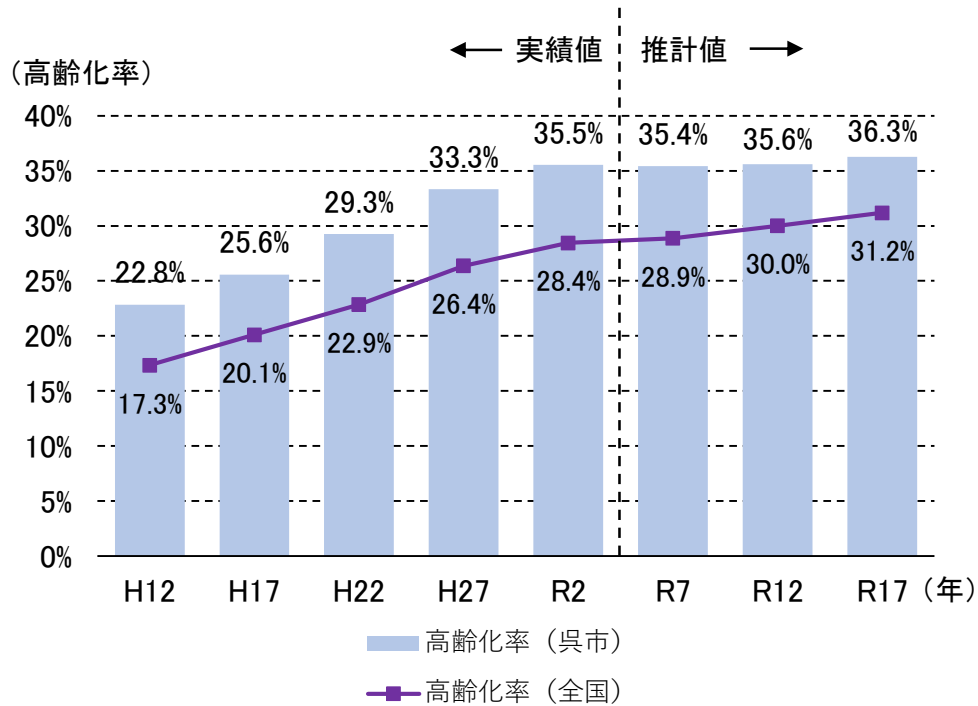


図6 高齢化率の推移

出典：令和2年 国勢調査，国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

イ 障害者の状況

呉市の障害者数は、約1.5万人で大きな増減は見られず、令和2年度においては市全体の人口21.3万人の約7.0%を占めています。障害区分別にみると、知的障害者数と精神障害者数は増加傾向、身体障害者数は減少傾向となっています。

人口に占める割合が相対的に高い身体障害の種類別の内訳は、「肢体不自由」※1が約4.9千人で最も多く、続いて「内部障害」※2が約3.3千人となっています。

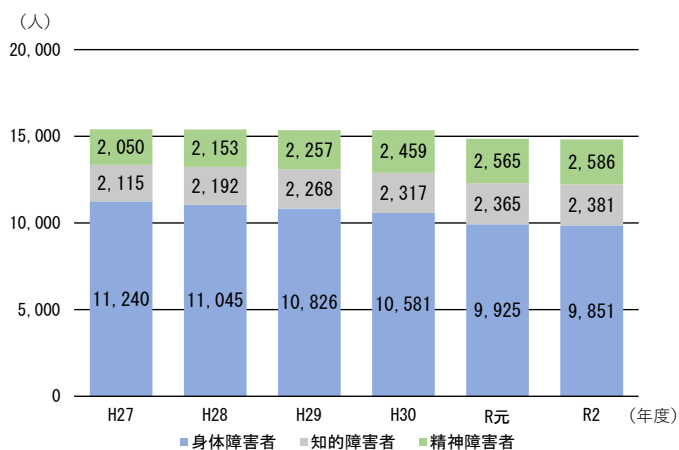


図7 障害者数の推移

出典：第5次呉市障害者基本計画，第6期呉市障害福祉計画，第2期呉市障害児福祉計画

(注)

- 各障害者数は、平成27～令和元年度は3月末時点、令和2年度は7月末時点
- 人口は住民基本台帳（平成27～令和元年度は3月末時点、令和2年度は7月末時点）

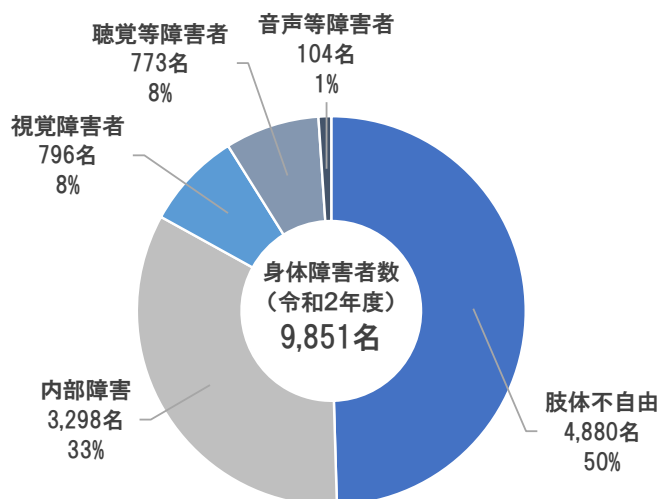


図8 身体障害者数の内訳

出典：第5次呉市障害者基本計画，第6期呉市障害福祉計画，第2期呉市障害児福祉計画

※1：肢体不自由：身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態

※2：内部障害：体の内部に障害があること。心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害、肝臓機能障害の7つ

(3) 公共交通の現状

ア 公共交通体系

呉市の公共交通網は、鉄道、高速バス、エアポートバス、路線バス、生活バス、乗合タクシー、タクシー及び航路で構成されています。

市内の軌道系交通網として、JR呉線が沿岸部に沿って東西方向に通過しており、市内に13箇所のJR駅が存在し、市内・市外への日常的な移動手段として利用されています。また、路線バスとして、広島呉道路（クリアライン）を経由する広域路線や市内の一般道路を経由する路線が存在し、そのほとんどがJR駅を経由しています。

その他、路線バスが運行していない地区においては、生活バス、乗合タクシー及び民間のタクシー事業者が運行し、カバーしています。海上交通としては、呉港を拠点に周辺島しょ部、広島市、四国（松山）間を運航する航路があります。



図9 呉市における公共交通網

出典：呉市地域公共交通網形成計画



図10 呉市のJR駅，交通結節点，旅客船ターミナル

イ 鉄道駅利用者数

市内のJR駅の内，1日当たりの平均的な利用者数が最も多い駅はJR呉駅で2万人を超えており，JR新広島駅及びJR広島駅が7千人，JR安芸阿賀駅が4千人を超え，これらの駅に続いてJR吉浦駅が約2.4千人となっています。

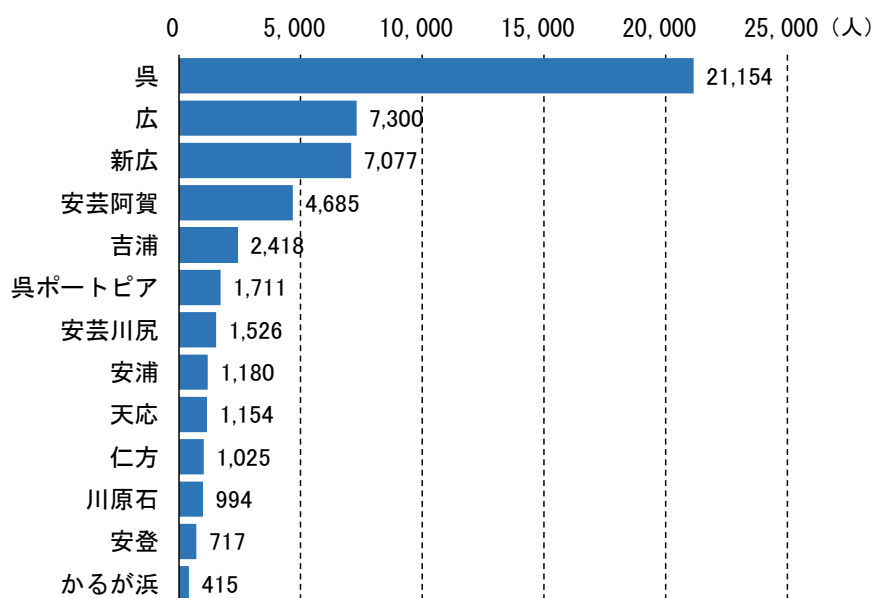


図11 市内JR各駅の1日当たりの平均的な利用者数（令和元年度）※1

※1：令和2年度，令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な利用者の減少が見られるため，令和元年度のデータを採用しています。

ウ バス利用者数

呉市地域公共交通網形成計画において位置付けられた交通結節点の主要なバス停の1日当たりの平均的な利用者数は、下表のとおりとなっています。

表1 交通結節点の主要なバス停におけるバスの1日当たりの平均的な利用者数※¹

交通結節点（バス停名）	一日当たり 平均利用者※ ² （人）	乗継可能な路線
昭和地区（昭和市场センター）	882	(路) 焼山熊野苗代線 (生) 昭和循環線中央コース／昭和循環線南コース等
警固屋地区（鍋棧橋）	692	(路) 宮原線／呉倉橋島線 (生) 阿賀音戸の瀬戸線，田原藤の脇線等 (乗) おでかけバス
広地区（広市民センター）	600	(路) 広仁方線／郷原黒瀬線 (生) 広長浜線／広川尻線

(路) 路線バス，(生) 生活バス，(乗) 乗合タクシー

エ 旅客船ターミナル利用者数

旅客船ターミナルである呉中央棧橋ターミナルからは、松山、江田島への旅客船やフェリーが運航しており、年間約70万人（1日当たりの平均利用者数1,925人）が利用しています。

表2 呉中央棧橋ターミナルの利用者数（令和元年度）※³

ターミナル名	年間利用者数 （人）	一日当たり 平均利用者数 （人）	航路
呉中央棧橋ターミナル	702,470	1,925	広島～呉～松山 呉～小用（江田島） 呉～秋月（江田島）

※1：令和元年10月に路線バス及び生活バスの路線の再編があったため、その後の年間を通じたデータ（令和元年10月から令和2年9月）を採用しています。

※2：乗継利用者数が不明であるため、最も多い路線バスの利用者数としています。

※3：令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な利用者の減少が見られるため、令和元年度のデータを採用しています。

2 バリアフリー化の状況

市域全体でのバリアフリー化の推進に当たり、公共交通、道路、駐車場、公園、建築物、交通安全施設及び従前の基本構想における特定事業の進捗状況について現在のバリアフリー化の状況を示します。

(1) 公共交通

ア 旅客施設

重点整備地区内のJR呉駅、安芸阿賀駅、新広駅、広駅及び呉港ターミナルでは、段差の解消、障害者用トイレ及び視覚障害者誘導用ブロックの設置が完了しており、その他の駅についても、順次バリアフリー化が進められています。

表3 旅客施設のバリアフリー化の状況（令和3年度末）

旅客施設名	一日当たり平均利用者数(人)	運営形態	バリアフリー化の状況				
			段差の解消	障害者用トイレ	誘導用ブロック	障害者対応型改札口	障害者対応型券売機
JR 呉駅 - 七ヶ浜駅	1,711	無人駅	×	×	○	○	○
JR 天応駅	1,154	無人駅	×	×	○	○	○
JR かるが浜駅	415	無人駅	×	×	○	○	○
JR 吉浦駅	2,418	無人駅	×	×	○	○	○
JR 川原石駅	994	無人駅	×	×	○	○	○
JR 呉駅	21,154	運行時間中 駅員常駐	○ (エレベーター)	○	○	○	○
JR 安芸阿賀駅	4,685	窓口閉鎖時間あり	○ (エレベーター)	駅舎外あり	○	○	○
JR 新広駅	7,077	窓口閉鎖時間あり	○	駅舎外あり	○	○	○
JR 広駅	7,300	運行時間中 駅員常駐	○ (エレベーター)	○	○	○	○
JR 仁方駅	1,025	無人駅	○	×	○	○	○
JR 安芸川尻駅	1,526	無人駅	×	×	○	○	○
JR 安登駅	717	無人駅	×	×	○	○	○
JR 安浦駅	1,180	無人駅	×	×	○	○	○
呉港ターミナル	1,925	閉鎖時間あり	○	○	○	○	○

平均利用者数：令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な利用者の減少が見られるため、令和元年度のデータを採用。

< 駅構内のエレベーター設置 >



< 駅改札での誘導用ブロック >



< 障害者対応点字運賃表 >



イ 車両

高齢者、障害者等が利用しやすいノンステップバスや福祉タクシー※¹、ユニバーサルデザインタクシー※²の導入が各事業者によって進められています。

表4 ノンステップバスの導入状況（令和2年度末）

	路線バス	生活バス	合計
総台数（台）	88	50	138
ノンステップバス（台）	67	22	89
ノンステップバス率（％）	76.1	44.0	64.5

表5 福祉タクシー、ユニバーサルデザインタクシーの導入状況（令和4年5月末）

	導入状況
総台数（台）	498
福祉タクシー（台）	50
ユニバーサルデザインタクシー（台）	8
導入率（％）	11.6

出典：令和4年6月広島運輸支局提供のデータ

市内のタクシー事業者では福祉タクシーの導入やドライバーへの教育などのバリアフリーの取組が行われています。一方で、福祉タクシーの導入に当たっては、車両価格が高いこと、利用率が低いことが課題となっています。

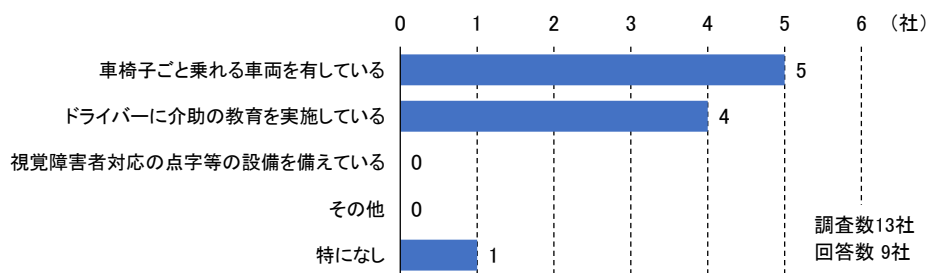


図12 バリアフリーの対応状況

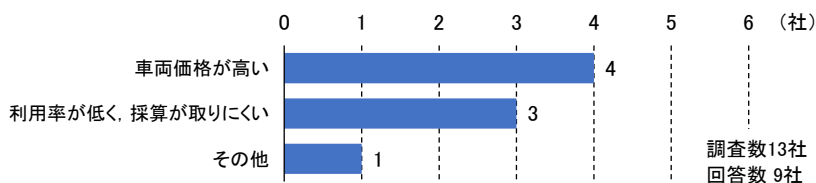


図13 福祉タクシーを導入する上での課題

出典：広島県タクシー協会呉支部へのアンケート調査結果 令和4年

※1：道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行障者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のことをいいます。

※2：健康な方はもちろんのこと、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすいみんなにやさしい新しいタクシー車両のことをいいます。

(2) 道路

呉市の管理する市道の延長は令和3年度末時点で約 1,515km あり、狭隘な道路が多いことから、構造上歩道を設置することが出来ない路線も多く、歩道が設置されている延長は約 137km (約 9%) となっています。

また、都市計画道路は新築・改良の際におおむね歩道が設置されますが、計画延長約 135km の内、改良済み延長は約 70km (約 52%) となっています。

(3) 駐車場

呉市内の届出駐車場^{※1}は令和3年度末時点で 24 箇所あり、障害者用駐車区画の設置が構造上困難な機械式駐車場5箇所を除く、19箇所の内 16箇所 (約 84%) に障害者用駐車区画が設置されています。

(4) 公園

呉市の管理する公園は令和3年度末時点で 396 箇所あり、その内トイレが設置されている公園は 105 箇所となっています。105 箇所の内、障害者用トイレが設置されている公園は 26 箇所 (約 25%) で、トイレ以外にもスロープの設置等、順次バリアフリー化が進められています。

※1：届出駐車場：一般の公共の用に供し、駐車面積が 500m² 以上で、利用者から駐車料金を徴収する駐車場

(5) 建築物

特別特定建築物^{※1}の新築，改築等では，バリアフリー法による建築物移動等円滑化基準への適合が義務化された平成14年以降，基準に適合した建築物が86件整備されています。

一方，特別特定建築物以外の建築物については，平成7年に制定された「広島県福祉のまちづくり条例」で，公共，民間を問わず，努力義務として幅広く整備基準への適合を求めており，これ以降，呉市の管理する建築物の新築は89件あり，おおむね整備基準に適合^{※2}しています。また，民間施設については，協議件数626件のうち，整備基準に適合している施設は124件（約20%）となっています。

以下に，呉市が管理する主な建築物のバリアフリー化の状況を示していますが，エレベーターや障害者用駐車区画等，基本的なバリアフリー化が多く実施されている一方，建設年次の古い施設ではバリアフリー化が進んでいない施設も見受けられます。こうした施設は今後，改修等の機会をとらえてバリアフリー化を進めていく必要があります。

表6 呉市内の主な建築物のバリアフリー化の状況^{※3}（令和3年度末）

種類	施設名	出入口		上下移動	トイレ	駐車場	案内表示
		誘導用ブロック	自動ドア	エレベーター	障害者用トイレ	障害者用駐車区画	分かりやすい案内板
官公庁等	天応市民センター/まちづくりセンター	○	○	○	○	○	○
	吉浦市民センター/まちづくりセンター	○	○	○	○	○	○
	二川まちづくりセンター	○	○	○	○	×	○
	呉市役所	○	○	○	○	○	○
	阿賀市民センター/まちづくりセンター	○	○	○	○	—	○
	広市民センター/まちづくりセンター	○	○	○	○	○	○
	仁方市民センター/まちづくりセンター	○	○	○	○	○	○
	川尻市民センター/まちづくりセンター	○	○	○	○	○	○
	安浦市民センター	○	○	○	○	○	○
	安浦まちづくりセンター	○	○	○	○	○	○
	昭和市民センター/まちづくりセンター	○	○	○	○	○	○
	宮原市民センター	○	×	×	×	×	×
	宮原まちづくりセンター	○	○	○	○	○	○
	警固屋市民センター	○	○	×	○	△	×
	警固屋まちづくりセンター	○	○	○	○	○	○
	郷原市民センター/まちづくりセンター	○	○	○	○	○	○
	音戸市民センター	○	○	○	○	○	○
	音戸まちづくりセンター	○	○	○	○	○	○
倉橋市民センター/まちづくりセンター	○	○	○	○	○	○	

○：適合 △：一部不適合 ×：不適合 —：施設自体がないか設置の必要がない

※1：特別特定建築物：不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する建築物であって，移動等円滑化が特に必要なもの

※2：街区公園等の小規模トイレの出入口の幅員が一部不適合

※3：国土交通省「高齢者，障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」に記載された事項等を参考に設定

種類	施設名	出入口		上下移動	トイレ	駐車場	案内表示
		誘導用ブロック	自動ドア	エレベーター	障害者用トイレ	障害者用駐車区画	分かりやすい案内板
官公庁等	下蒲刈市民センター	×	○	×	○	×	×
	下蒲刈まちづくりセンター	△	○	—	○	×	×
	蒲刈市民センター	×	○	○	○	○	○
	蒲刈まちづくりセンター	×	○	—	×	—	×
	豊浜市民センター	○	○	○	○	×	○
	豊浜まちづくりセンター	○	○	○	○	×	○
	豊市民センター	○	○	—	○	○	○
	豊まちづくりセンター	○	○	○	○	○	○
教育・文化施設等	呉中央図書館	○	○	○	○	—	○
	呉市文化ホール	○	○	○	○	○	○
	大和ミュージアム	○	○	○	○	○	○
	呉市立美術館	×	○	○	○	—	○
	蘭島閣美術館	×	△	×	○	○	○
福祉施設等	呉市すこやかセンターくれ	○	○	○	○	○	○
運動施設等	呉市体育館	△	○	×	○	△	○
	呉市総合体育館	○	○	○	○	○	○
	警固屋体育館	○	○	×	○	○	×
	呉市昭和体育館	○	○	—	○	×	×
	呉市総合スポーツセンター（管理棟）	×	×	×	×	×	○
	呉市総合スポーツセンター（スタンド）	△	—	—	○	×	○
	安浦体育館（アリーナかもめ）	○	○	○	○	○	○
	大浦崎体育館	×	×	×	○	×	×
	倉橋体育館	×	×	×	○	○	○
	蒲刈B & G海洋センター（体育館）	○	×	×	○	×	×
	豊スポーツセンター（体育館）	×	×	—	×	×	×
	呉市営プール	○	○	○	○	○	○
	市営温水プール（広）	×	○	×	○	×	×
	下蒲刈プール	×	×	×	○	×	×
	川尻東プール	×	×	×	×	×	×
	川尻温水プール	×	○	×	○	○	×
	音戸プール	×	×	×	×	×	×
	くらはし温水プール	○	○	○	○	○	○
豊プール	×	×	×	×	×	×	
その他	グリーンヒル郷原	○	○	○	○	○	○

○：適合 △：一部不適合 ×：不適合 —：施設自体がないか設置の必要がない

(6) 交通安全

高齢運転者の増加や色覚異常の方に対応するため、視認性が高く、西日による疑似点灯を防ぐ効果がある信号灯器のLED化を進めており、呉市内の車両用信号機 1,943 機の内 698 機（約 36%）がLED化されています。また、歩行者用信号機は 1,780 機の内 506 機（約 28%）がLED化されています。

エスコートゾーン※¹については、5交差点に7本設置されています。

(7) 重点整備地区における特定事業の進捗状況

従前の基本構想では、「JR呉駅・呉港周辺地区」、「JR広駅・安芸阿賀駅周辺地区」の2地区を重点整備地区に指定し、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、その他の事業を位置づけ、現在までに地区内のバリアフリー化を進めてきました。

以下に、令和3年度末時点の両地区の各特定事業の整備状況を示します。

ア JR呉駅・呉港周辺地区

(7) 公共交通特定事業

実施すべき事業	実施状況	備考
JR西日本		
・JR呉駅（視覚障害者誘導用ブロックの改良，エレベーター等設置，障害者用トイレ改善）	○実施済み	
・職員のバリアフリーに対する教育訓練	○実施中	
バス事業者		
・バス停の時刻表の文字を見やすくする等	○実施済み	
・職員のバリアフリーに対する教育訓練	○実施中	

(1) 道路特定事業

実施すべき事業	実施状況	備考
国土交通省（国道）		
・国道31号（視覚障害者誘導用ブロックの設置等）	○実施済み	一部代替路による見直し
・国道185号（視覚障害者誘導用ブロックの改良）	○実施済み	
広島県（県道）		
・国道487号 （JR交差部分の歩行空間の安全性向上）	○実施済み	一般県道呉港線は再検討を行い、高齢者、障害者等がより安全に移動できるルートに見直し
・一般県道呉港線 （視覚障害者誘導用ブロックの改良等）	○実施済み	
呉市（市道）		
・三条4丁目1号線 外15路線 （視覚障害者誘導用ブロックの設置等）	○14路線整備済み △宝町本通線 一部未整備 ×三条4丁目1号線	未整備箇所について、整備手法も含め、地元調整や予算確保等の検討を進める。

特定道路総延長 12.8km 整備済延長 11.5km 整備率 89.8%

※1：エスコートゾーン：視覚障害者誘導用ブロックのある横断歩道

(ウ) 交通安全特定事業

実施すべき事業	実施状況	備考
公安委員会		
<ul style="list-style-type: none">・バリアフリー化に資する信号機の改良・高度化・高齢者、身体障害者等が安全に通行するために必要な交通規制の実施及び道路標識・道路標示の大型化・高輝度化等・違法駐車行為取締りの強化，これらの防止のための広報活動・啓発活動，その他防止のための事業	<ul style="list-style-type: none">○実施済み○実施済み ○実施中	

(I) その他の事業

実施すべき事業	実施状況	備考
呉市		
<ul style="list-style-type: none">・呉駅自由通路（ペDESTリアンデッキ）のエレベーター等設置・呉駅西駐車場の障害者用駐車施設の増設等	<ul style="list-style-type: none">○実施済み ○実施済み	

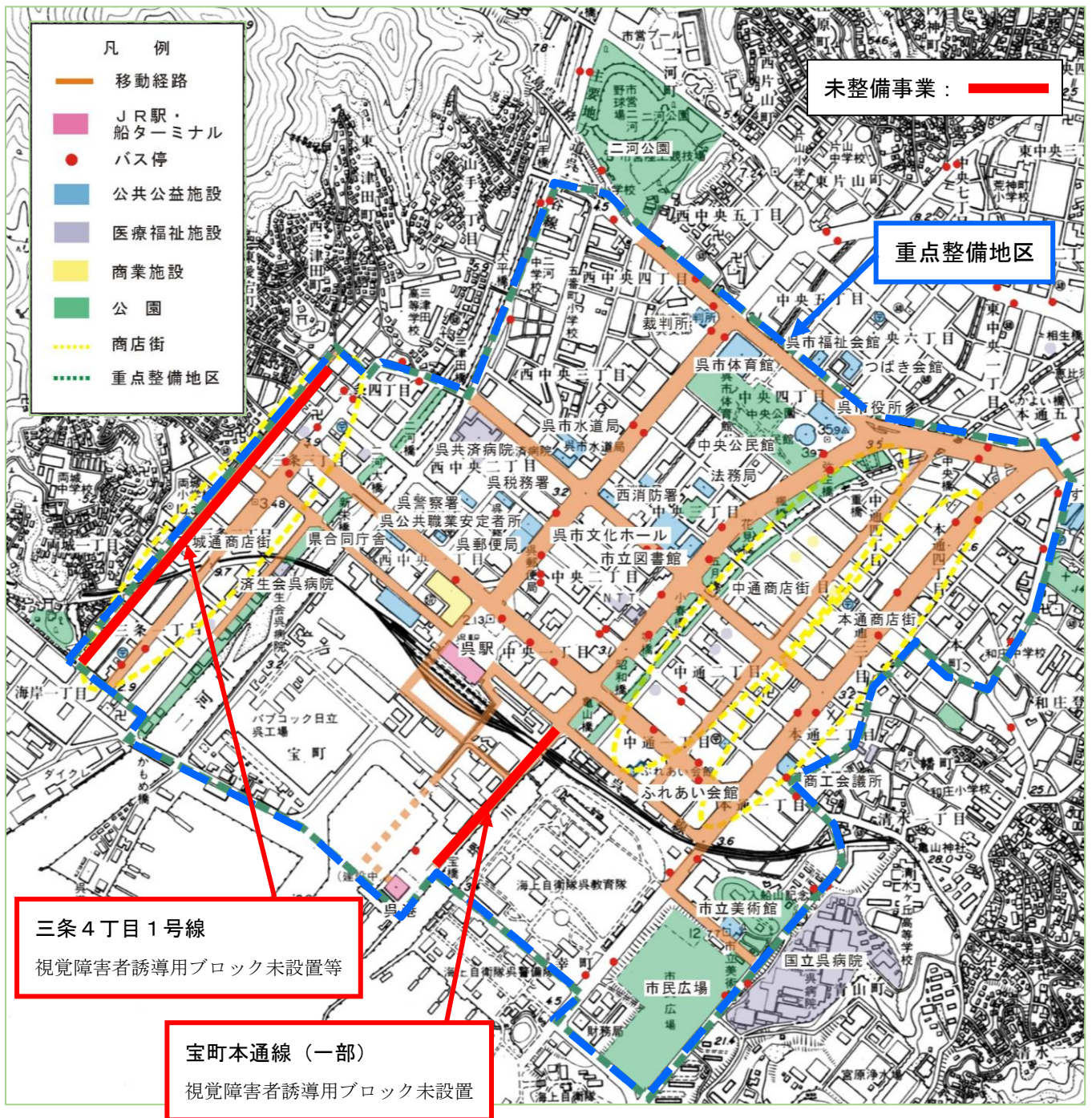


図14 JR呉駅・呉港周辺地区における道路特定事業の実施状況（令和3年度末時点）

【参考】

JR呉駅を中心とする呉駅周辺地域において、『まちの魅力と人の交流をつなぎ、広げ、新たな価値を想像する「交通まちづくりとスマートシティの発信拠点の形成」』を基本理念とする「呉駅周辺地域総合開発基本計画（令和2年度）」を策定し、新たなまちづくりを進めています。当計画のビジョンのひとつである『歩きたくなる・住みたくなる「心地よく過ごせるまちなか」の形成』に資するため、当地域の面的・一体的なバリアフリー化の促進を目指しています。

上記計画を受け、令和3年度から国土交通省と連携し、呉駅周辺の交通結節機能を強化し、賑わいのネットワークの起点や、まちなか居住の拠点となる「国道31号等呉駅交通ターミナル整備事業」に取り組んでいます。



図 1 5 呉駅周辺地域総合開発基本計画の概要

出典：呉駅周辺地域総合開発基本計画

イ JR広駅・安芸阿賀駅周辺地区

(7) 公共交通特定事業

実施すべき事業	実施状況	備考
JR西日本		
・JR安芸阿賀駅（視覚障害者誘導用ブロックの設置、エレベーター等設置）	○実施済み	
・JR広駅（視覚障害者誘導用ブロックの改良、エレベーター等・障害者用トイレ設置）	○実施済み	
・職員のバリアフリーに対する教育訓練	○実施中	
バス事業者		
・バス停の時刻表の文字を見やすくする等	○実施済み	
・職員のバリアフリーに対する教育訓練	○実施中	

(1) 道路特定事業

実施すべき事業	実施状況	備考
国土交通省（国道）		
・国道185号（視覚障害者誘導用ブロックの設置等）	○実施済み	一部現況幅員で整備
広島県（県道）		
・国道375号 （車両進入路の切り下げ部の改良等）	○実施済み	
・一般県道安芸阿賀停車場線 （視覚障害者誘導用ブロックの設置等）	○実施済み	
呉市（市道）		
・阿賀3丁目1号線 外11路線 （視覚障害者誘導用ブロックの設置等）	○8路線整備済み △阿賀中央町田線 一部未整備 ×古新開4丁目9号線 ×広本町中新開線 ×認定外道路※ ¹	未整備箇所について、整備手法も含め、地元調整や予算確保等の検討を進める。

特定道路総延長 11.2km 整備済延長 9.7km 整備率86.6%

※1：市道認定されていない道路

(7) 交通安全特定事業

実施すべき事業	実施状況	備考
公安委員会		
・バリアフリー化に資する信号機の改良・高度化	○実施済み	
・高齢者、身体障害者等が安全に通行するために必要な交通規制の実施及び道路標識・道路標示の大型化・高輝度化等	○実施済み	
・違法駐車行為取締りの強化、これらの防止のための広報活動・啓発活動、その他防止のための事業	○実施中	

(I) その他の事業

実施すべき事業	実施状況	備考
呉市		
・安芸阿賀駅前広場の段差解消，視覚障害者誘導用ブロックの設置等	○実施済み	
・広駅前広場の視覚障害者誘導用ブロックの改良等	○実施済み	

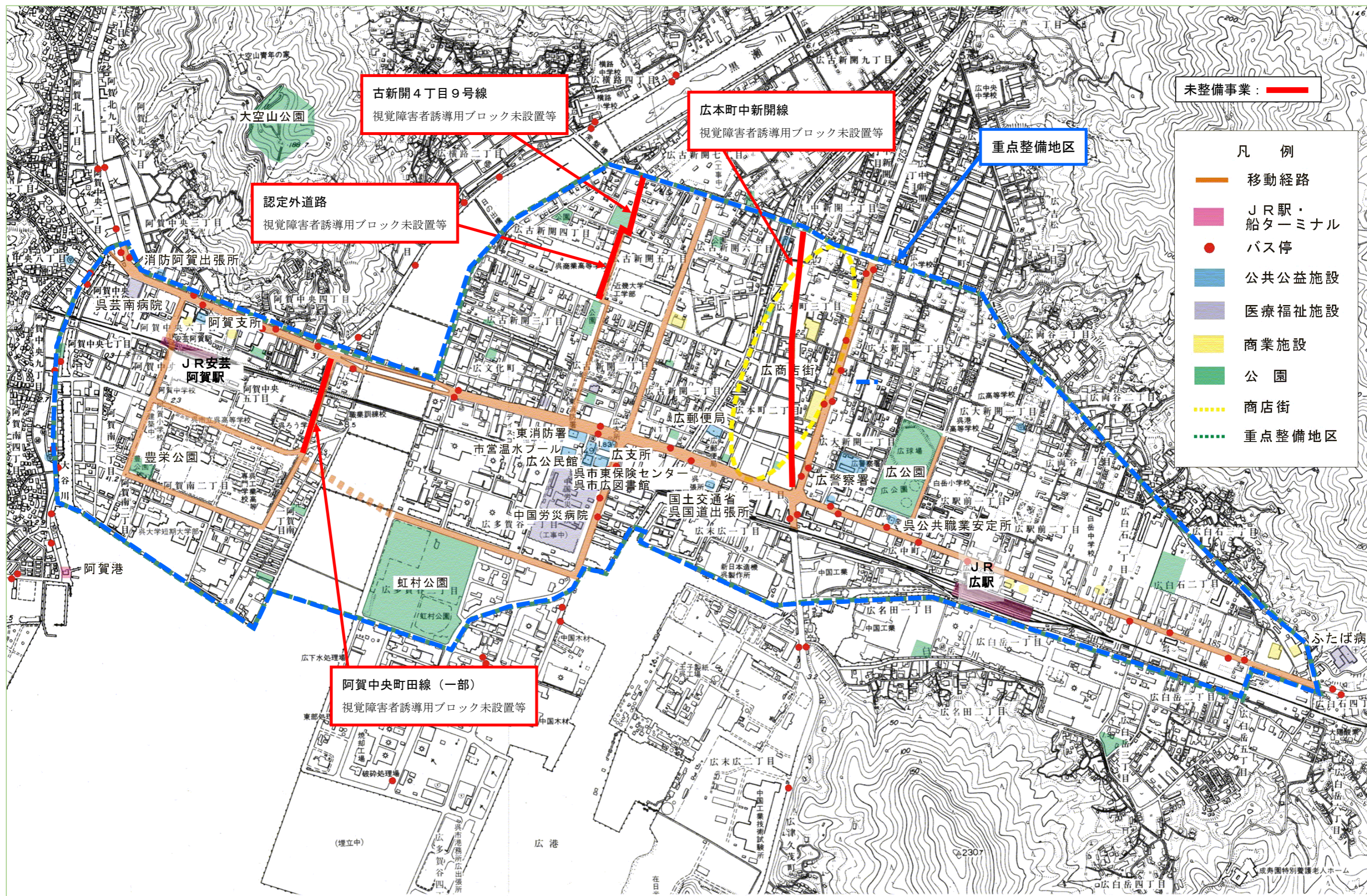


図16 JR広島駅・安芸阿賀駅周辺地区における道路特定事業の実施状況（令和3年度末時点）

平成13年当時、JR新広島駅は設置されていません。

3 高齢者、障害者等のバリアフリー化へのニーズ

(1) バリアフリーに関するアンケート調査

ア 調査実施概要

呉市に居住する高齢者団体，障害者支援団体，子育て団体，自治会等の方々へ本市のバリアフリーの状況及びバリアフリー化に対する御意見・御要望を聞くためにアンケート調査を実施しました。

- 実施団体：高齢者団体（1団体），障害者支援団体（6団体），
子育て団体（1団体），自治会等（4団体） 計12団体
- 調査期間：令和4年1月下旬～3月上旬
- 配布数：635票
- 回答数：366票（回答率 57.6%）

イ アンケート結果の概要

(ア) 生活する上でバリアフリー化が必要と考えられる施設

ハード対策としてバリアフリー化が必要と考えられる施設は「道路」の回答が最も多く，過半数を占めており，続いて「公共施設」，「駅」の順となっています。

「道路」は各施設間を結ぶ経路であることから，生活する上で最も身近な施設であり，住民生活の基盤としてのバリアフリー化の推進が最も望まれています。

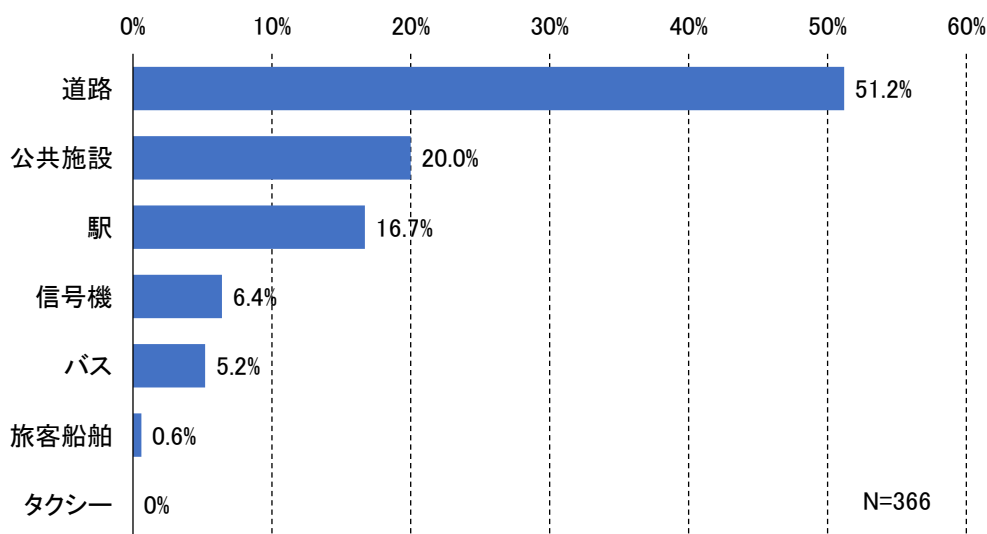


図17 バリアフリー化が必要な施設

各施設において、生活する上で不便に感じていることは、以下のとおりです。

道路

「道路」について不便に感じていることは、「歩道に段差がある」に続いて「歩道の幅が狭い」の回答が多く、その合計が全体の約4割を占め、既存の歩道のバリアフリー化が最も望まれています。

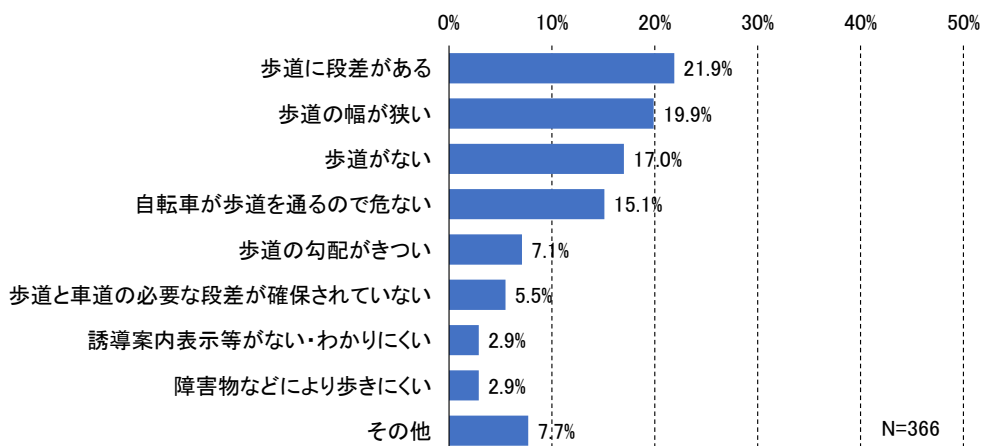


図18 「道路」について不便に感じていること

公共施設

「公共施設」について不便に感じていることは、「誘導案内表示等がない・わかりにくい」の回答が最も多く、全体の約4割を占め、施設内の案内表示や視覚障害者誘導用ブロックの整備が望まれています。

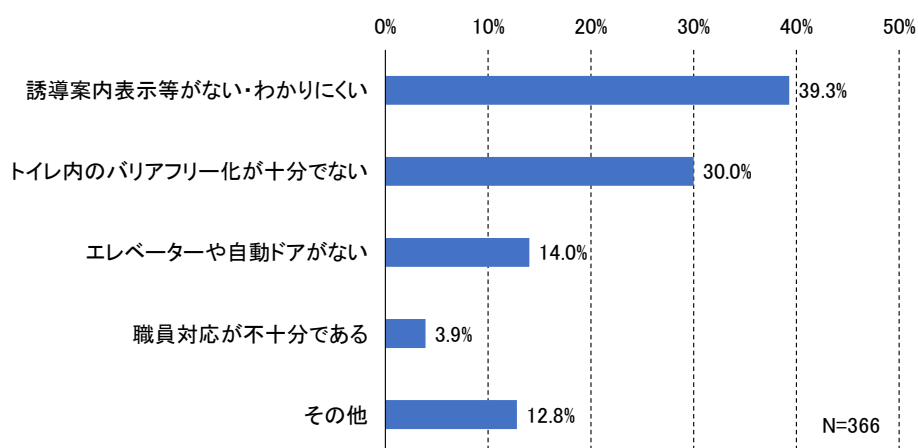


図19 「公共施設」について不便に感じていること

駅

「駅」について不便に感じていることは、「エレベーターやスロープがない・使いにくい」の回答が最も多く全体の約4割を占め、駅構内の移動に関する整備が望まれています。

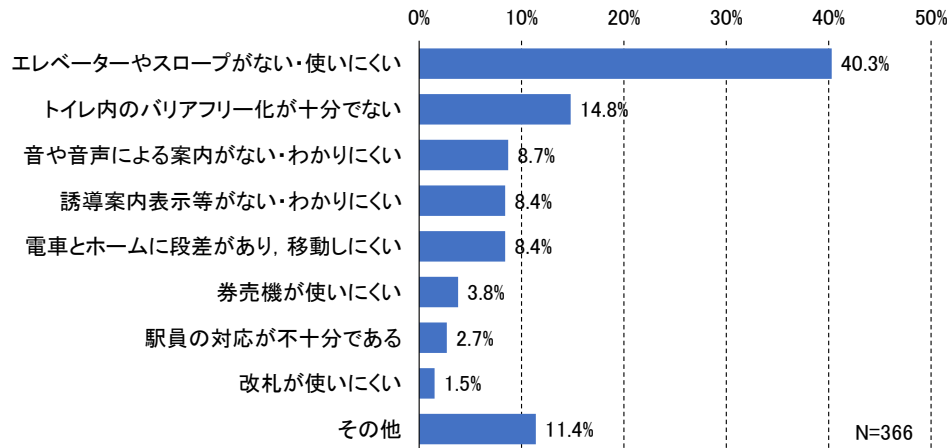


図20 「駅」について不便に感じていること

その他

その他意見として、信号機に対する意見やバス・タクシー等、様々な施設について不便に感じている意見が多数寄せられました。以下に、寄せられた意見について示します。

【信号機】

- ・音響信号機がない
- ・歩行者用信号の青時間が短い

【バス】

- ・バス停での乗り降りがしにくい
- ・ノンステップバスが少ない

【タクシー】

- ・車椅子のまま乗り降りできるタクシーが少ない

【旅客船舶】

- ・乗り場での乗り降りがしにくい
- ・車椅子のまま乗り降りできる船が少ない

(イ) 心のバリアフリーを推進する上で必要と思うこと

心のバリアフリーについて、市民の方々の意見は以下のとおりです。

「心のバリアフリー」の認知度

「心のバリアフリー」の認知度については、「聞いたことはある」の回答が最も多く全体の約5割を占め、「知らない」との合計では約8割になることから、「心のバリアフリー」の認知度は非常に低く、これからの普及・啓発活動や情報発信を積極的に推進していく必要があります。

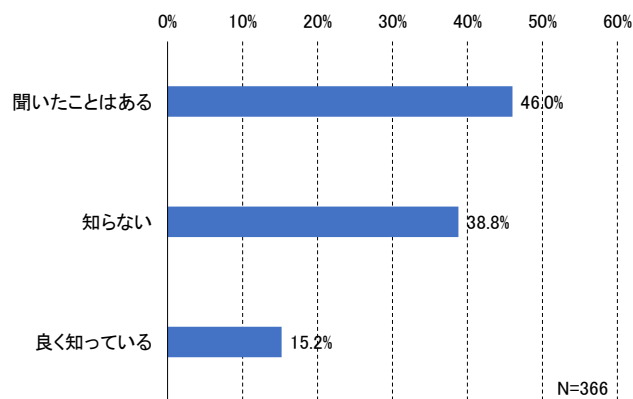


図 2 1 「心のバリアフリー」の認知度

外出時に特に手助けが必要と感じるとき

「外出時に特に手助けが必要と感じるとき」については、「見た目では分からない障害を理解してほしい」の回答が最も多く全体の約4割を占め、行動に関する手助けよりもまずは「障害を理解する」ことが最も望まれています。

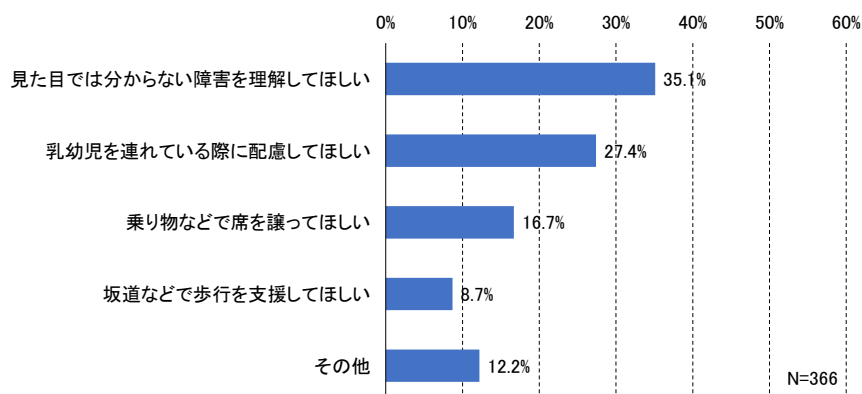


図 2 2 外出時に特に手助けが必要と感じるとき

心のバリアフリーを推進する上で必要と思うこと

「心のバリアフリーを推進する上で必要と思うこと」については「地域での声かけ運動」の回答が最も多く全体の約3割を占め、バリアフリー教室の開催やマナー向上等の規則的なことではなく、「障害を理解してほしい」と同様に社会全体の基礎的なことが最も多く望まれています。

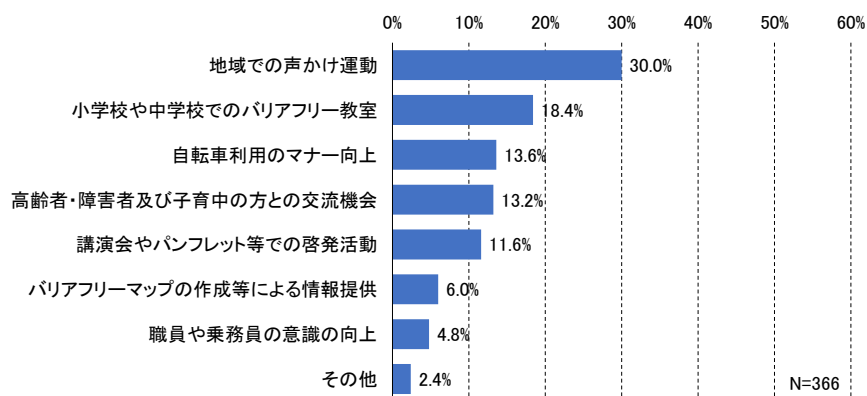


図 2 3 心のバリアフリーを推進する上で必要と思うこと

(2) まち歩きによる点検

本計画の作成に際し、従前の重点整備地区 2 地区に次いで、1日当たりの平均的な利用者数が多い、JR吉浦駅周辺地区をモデル地区としてまち歩きを実施し、バリアフリーに関する現状や課題について多くの意見を頂きました。まち歩きで共有された視点や課題は、その他の促進地区のバリアフリー化にも反映します。

○日 時：令和3年12月12日（日） 13：30～15：30

○場 所：JR吉浦駅周辺地区

○参加者：福祉団体，協議会構成員，施設管理者，地元住民

○内 容：吉浦まちづくりセンターからJR吉浦駅間を歩き，バリアフリー化の現状について点検を行いました。

点検で気づいたことやバリアフリー化に関する課題等について，意見交換を行いました。

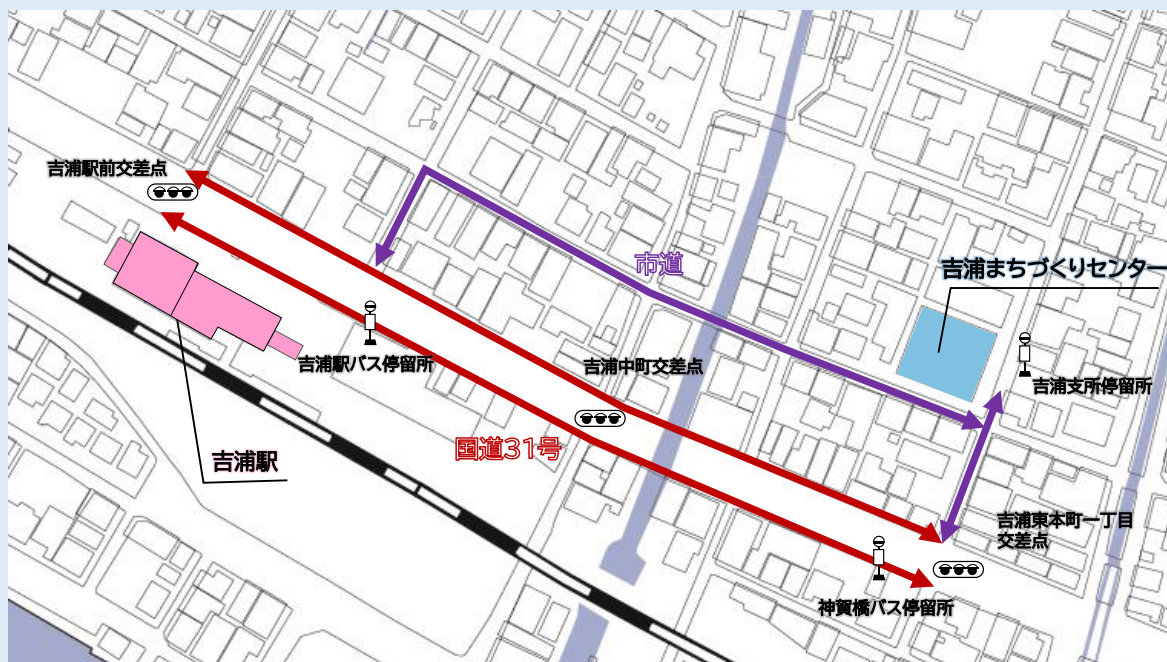


図24 まち歩きの対象施設とルート



図25 まち歩きの状況

高齢者や障害者の方々と一緒に点検を行い、意見交換を行うことで、バリアフリー化の状況が把握できました。

【主な意見】

市道（歩道がない道路）

〔良いところ〕

- ・カラー舗装や側溝の整備等、歩行空間に関する様々な工夫がなされている。

〔良くないところ〕

- ・道路の幅員が狭く十分な歩行空間がないことや、通行の支障になる電柱等の障害物等がある。



国道31号（歩道、バス停、横断歩道がある道路）

〔良いところ〕

- ・歩道について、十分な幅員や平坦な構造で通行しやすい。

〔良くないところ〕

- ・視覚障害者誘導用ブロックがない点や横断歩道の青時間が短い。



JR吉浦駅

〔良いところ〕

- ・駅舎へのスロープや駅舎内の視覚障害者誘導用ブロック等、基本的なバリアフリー化がされている。

〔良くないところ〕

- ・プラットフォーム間を移動するためのエレベーターがないことや、自転車の駐輪方法・トイレへの案内等において、更なるバリアフリー化が必要



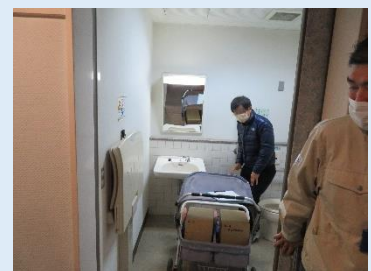
吉浦まちづくりセンター

〔良いところ〕

- ・まちづくりセンターは、様々なバリアフリー化がなされており、高齢者、障害者等が使いやすい施設である。

〔良くないところ〕

- ・視覚障害者誘導用ブロックが床と同系色であることや、トイレがオストメイトに対応していない等、更なるバリアフリー化が必要



第3章 呉市バリアフリー促進方針

1 移動等円滑化促進方針

1. 1 基本理念

誰もが、安全に、安心して、出かけることができ、
健やかに暮らし続けることができるまち「くれ」

呉市バリアフリー基本計画では、第5次呉市長期総合計画における将来像の『誰もが住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち「くれ」～イキイキと働き、豊かに安心して暮らし、ワクワク生きる～』を実現するための取組として、バリアフリーの観点から、誰もが安全・安心に出掛けることができ、健やかに暮らし続けることができるまちを目指します。

また、平成27年に国連サミットで採択された、SDGs（持続可能な開発目標）の観点も踏まえた取組を推進します。



図26 SDGsポスター（17のアイコン）

1. 2 基本理念の達成に向けた基本方針

基本理念の実現に向けて、従前の基本構想におけるバリアフリー化の考え方を踏まえつつ、市域全域のバリアフリー化を推進するため、四つのバリアフリー化の基本方針を設定しました。

(1) 誰もが利用しやすいバリアフリー化の推進

高齢者や障害者、妊産婦、けが人等のみならず、呉市民や呉市を訪れる全ての人が安心・安全に移動できる環境づくりを行うため、市のみならず、公共施設設置管理者や公共交通事業者をはじめとする事業者も「ユニバーサルデザイン^{※1}」の考え方に沿って、誰もが利用しやすいバリアフリー化を推進します。

(2) 呉市の地域特性に応じたバリアフリー化の推進

呉市では、「第5次呉市長期総合計画」に基づき、内陸部・沿岸部・島しょ部の多様な地理的条件の下で、誰もが便利で快適に暮らせるまちを実現するため、都市機能を集約化する「都市拠点」とまちの規模に応じた商業や医療・福祉等の生活サービス施設が集積した「地域拠点」や「生活拠点」を形成し、これらの拠点間を道路や公共交通・情報通信などで連結させる「コンパクト+ネットワーク^{※2}」による都市構造の構築を目指しています。

この取組と連携し、地理的条件や将来都市構造等、呉市の地域特性に応じたバリアフリー化を推進します。

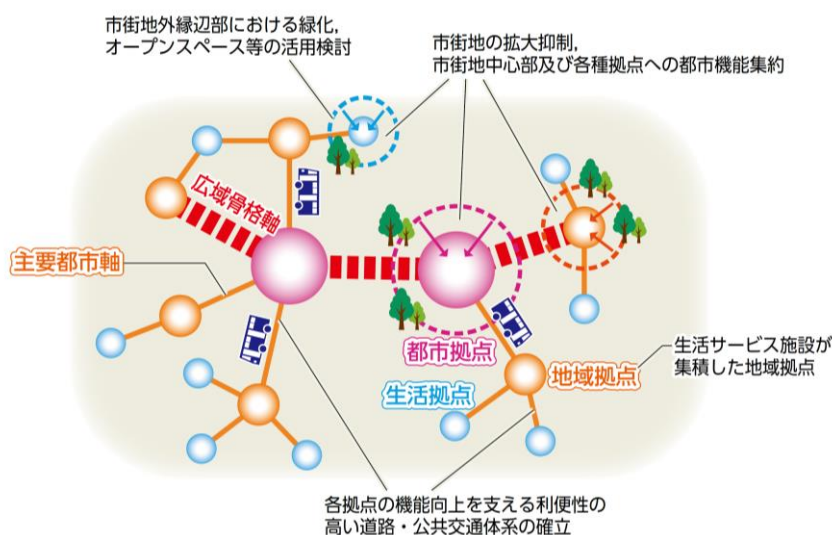


図27 コンパクト+ネットワークを基本とする都市構造の概念図

出典：第5次呉市長期総合計画

※1：ユニバーサルデザイン：あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方

※2：コンパクト+ネットワーク：地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、誰もが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくりを進める取組

(3) ハード整備・ソフト対策の両輪によるバリアフリー化の推進

バリアフリー化の実現は、物理的なバリアフリーを進める都市基盤整備等の「ハード整備」のみならず、バリアフリーマップ等による「情報提供」や、市民一人ひとりが高齢者、障害者等の特性を理解し支え合う「心のバリアフリー」等の「ソフト対策」を進めていくことが重要です。

そのため、ハード整備とソフト対策の両輪によるバリアフリー化を推進するとともに、その推進に当たっては、アンケート調査結果等の市民意見をはじめ、利用者の視点に立った計画づくりに取り組むとともに、ICT や先端技術を活用し、多様化するニーズへの対応に取り組みます。

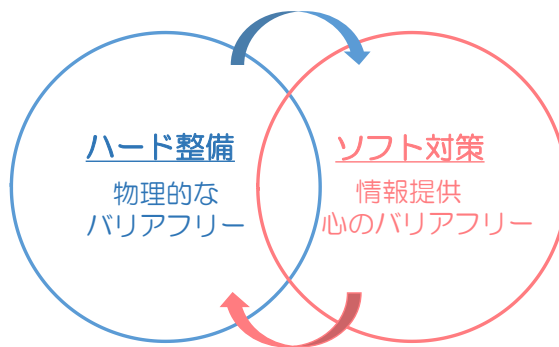


図28 ハード整備とソフト対策の両輪によるバリアフリー化のイメージ

(4) 市民・事業者・市の協働によるバリアフリー化の推進

バリアフリー化は、個々の施設を管理する事業者、計画の策定や関係者間の調整を行う呉市のみで達成できるものではなく、「心のバリアフリー」による市民の理解と協力が必要になります。

そのため、市民や事業者、市がお互いに密接な連携を図りながら協働してバリアフリー化を推進します。

また、市民や事業者に対し、高齢者、障害者等に対する理解と協力を求め、バリアフリーに対する考え方を共有することにより、具体の事業や取組につなげる等、段階的にバリアフリー化を進め、全市的な取組を推進します。

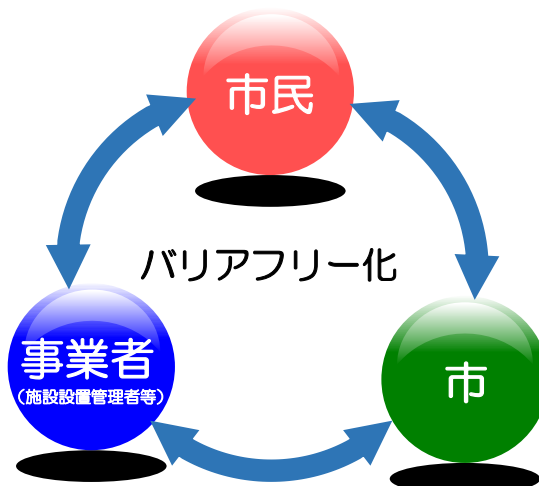


図29 市民・事業者・市の協働のイメージ

1. 3 呉市全体におけるバリアフリー化の整備の方針（ハード整備）

市域全体でのバリアフリー化の推進に当たり、公共交通、道路、路外駐車場、都市公園、建築物及び交通安全について、整備の方針を示します。安心・安全に移動できる環境づくりを行うためには、各施設の移動等円滑化基準の適合はもとより、ユニバーサルデザインの考えを踏まえ、高齢者や障害者等の移動等に配慮した施設整備を推進します。

(1) 公共交通

ア 旅客施設

旅客施設の新設又は改築に当たっては、公共交通移動等円滑化基準に従い、誰もが利用しやすい施設を整備します。

旅客施設は、国の基本方針^{※1}に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が2千人以上の施設について、優先的にバリアフリー化を推進します。

また、平均的な利用者数が2千人未満の施設についても障害者用トイレや、エレベーターが設置されていない旅客施設については、その実情に応じてバリアフリー化に取り組みます。

バリアフリー化済みの施設についてはこれを維持・管理します。



バリアフリー化されたJR安芸阿賀駅



バリアフリー化されたJR新広駅

図30 旅客施設のバリアフリー状況

イ 車両等

高齢者、障害者等、誰もが移動しやすい環境を整備するために、乗降負担の少ないノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー等の福祉車両の導入を推進します。

また、乗降場所であるバス停や歩道の段差解消についても推進します。



ノンステップバス



ユニバーサルデザインタクシー

図31 車両等のバリアフリー状況

※1：国の基本方針において、1日当たりの平均的な利用者数が2千人以上3千人未満であって基本構想の生活関連施設に位置付けられた旅客施設を、原則として全てバリアフリー化することが令和3年度以降の目標として掲げられています。

(2) 道路

道路の新設又は改築に当たっては、道路移動等円滑化基準に従い、誰もが移動しやすい道路を整備します。

生活道路については、限られた空間の中で歩行者の安全性を高めるために、カラー舗装や路面表示等による歩行空間の確保や、踏切道内の表面に凹凸のついた誘導表示等の設置を推進します。

また、歩行者の保護のため、横断歩道へのエスコートゾーンの設置を検討します。バリアフリー化済みの道路についてはこれを維持・管理します。



バリアフリー化された市道



カラー舗装による空間確保

図32 道路のバリアフリー状況

(3) 路外駐車場

特定路外駐車場※¹の新設又は改築に当たっては、路外駐車場移動等円滑化基準に従い、誰もが利用しやすい施設となるようバリアフリー化を推進します。

既設駐車場で障害者用駐車区画等が設置されていない駐車場については、改築の際などに路外駐車場移動等円滑化基準に適合する施設整備を推進します。

バリアフリー化済みの施設についてはこれを維持・管理します。



車椅子利用者に配慮した事前精算機



視覚障害者誘導用ブロック

図33 駐車場のバリアフリー状況

※1：特定路外駐車場：駐車場の用に供する部分が500㎡以上あり、かつ、その利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路附属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの及び建築物に付随しているものを除いた駐車場

(4) 都市公園

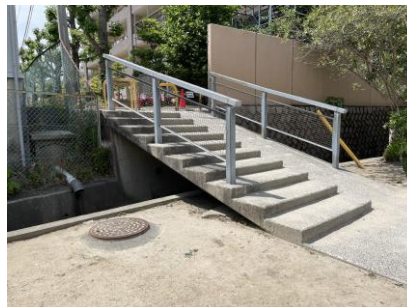
都市公園の新設又は改築に当たっては、都市公園移動等円滑化基準に従い、誰もが利用しやすい公園を整備します。

現在、公園に設置されている建設年次が古いトイレは、障害者用トイレが設置されていないところが多いことから、順次トイレのバリアフリー化をはかるとともに、出入口のスロープ設置による経路の連続性の確保等を推進します。

バリアフリー化済みの施設についてはこれを維持・管理します。



公園内の障害者用トイレ



スロープ補修予定箇所（勾配調整）

図34 公園のバリアフリー状況

(5) 建築物

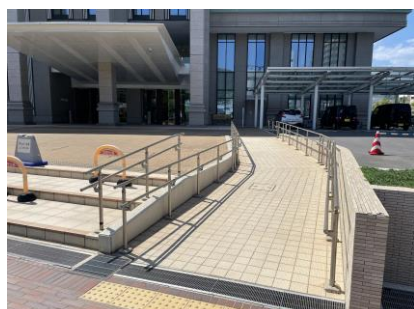
特別特定建築物の新築又は改築に当たっては、バリアフリー法に基づき、建築物移動等円滑化基準に適合した、誰もが利用しやすい建築物を建築します。

特別特定建築物以外の建築物については、呉市が新築又は改築を行う場合に、「広島県福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合させることはもとより、民間の施設についても、引き続き適合を求め、バリアフリー化を推進します。

また、呉市の管理する建設年次の古い施設でバリアフリー化が進んでいない施設は「呉市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の更新や長寿命化に資する改修と併せて、段差の解消、トイレ環境の整備、エレベーターの整備、案内表示の工夫など、利用者の視点に立った整備を推進します。

バリアフリー化済みの施設についてはこれを維持・管理します。

なお、バリアフリー法に基づき、地方公共団体は、条例を制定することにより、建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられる特別特定建築物の用途の追加や、規模の引き下げ等の措置を講じることが可能となっており、「広島県福祉のまちづくり条例」による整備基準への適合状況をはじめ、建築物のバリアフリー化の達成状況等を踏まえ、必要に応じてバリアフリー法に基づく条例の制定を検討します。



段差の解消（スロープ）



障害者用駐車区画

図35 建築物のバリアフリー状況

(6) 交通安全

道路における歩行者や車両の交通量，周辺施設の設置状況等を勘案し，信号灯器のLED化や，音響式信号機，青延長用押ボタン付信号機等のバリアフリーに対応した信号機の設置を推進します。

道路標識については高輝度化や大型化等を行い，見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備を推進します。

また，交通の安全と円滑化を図るため，関係機関と連携し，横断歩道へのエスコートゾーンの設置等を検討します。



LED化された信号機



エスコートゾーン

図36 交通安全のバリアフリー状況

1. 4 バリアフリー化に関する情報提供（ソフト対策）

(1) 呉市情報コミュニケーション条例

呉市では、全ての市民が、障害の有無にかかわらず、互いの意思や感情を伝え合うことができるよう、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための環境整備を進め、障害のある、ないにかかわらず、みんなが安心して暮らし、学び、働き、交流し、挑戦できるまちを実現するため、「呉市情報コミュニケーション条例」を制定しました。（令和4年6月施行）

今後、障害者やその家族、障害者団体等との意見交換会等を実施し、障害者等の視点に立って、意思疎通手段の確保のための環境整備や、意思疎通の支援を行う者の確保・養成、合理的な配慮の実施等について検討します。

■呉市情報コミュニケーション条例の概要

1. 目的

- ①障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用の促進
- ②障害のある、ないにかかわらず、みんなが安心して暮らし、学び、働き、交流し、挑戦できるまちを実現する

2. 基本理念（第3条）

- ・障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用は、市民等が相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本とする。
- ・障害者が障害の特性に応じた情報を取得し、コミュニケーション手段を利用する機会の確保は、障害者が日常生活又は社会生活を送る上で必要不可欠であるという市民等及び事業者の理解の下に行わなければならない。

3. 市の責務（第4条）

- ・基本理念にのっとり、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するために必要となる施策を総合的かつ計画的に推進する。

4. 市民等の役割（第5条）

- ・基本理念にのっとり、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための市の施策に協力するよう努める。

5. 事業者の役割（第6条）

- ・基本理念にのっとり、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための市の施策に協力するよう努める。
- ・事業者は、その事業を行うに当たり、障害者が障害の特性に応じた情報を取得し、及びコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮をするよう努める。

6. 施策の推進（第7条）

- (1) 障害者が、障害の特性に応じた情報の取得をしやすい環境を整備する施策
- (2) 障害者が、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備する施策
- (3) 障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段に対する市民等及び事業者の理解及び普及啓発を促進する施策
- (4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段への支援を拡大し、及び学ぶ機会を提供する施策
- (5) コミュニケーション支援者を養成するための施策
- (6) 小学校、中学校等における、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段に対する理解を促進する施策
- (7) 災害時における、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段を確保する施策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために市長が必要と認める施策

7. 意見の聴取（第8条）

- ・施策に関し、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を当該施策に反映するよう努める。

(2) 情報提供

各施設におけるバリアフリー化の状況等は、高齢者、障害者等が当該施設を利用するために必要となる情報です。

呉市では、高齢者、障害者等が利用可能な施設や経路を選択できるように、バリアフリーマップやホームページ等で情報を提供します。

また、公共交通の運行状況や、各種施設の案内看板等についても誰もが分かりやすい情報となるよう表示内容の充実化を図ります。

- ①バリアフリーマップの作成・活用
- ②呉地理情報マップにおける情報公開
- ③イベント時の情報提供への配慮
- ④ユニバーサルデザイン・バリアフリーの取組事例の紹介
- ⑤公共交通の情報提供
- ⑥案内看板等の充実化

各施設のバリアフリー化に関する情報は、施設設置管理者に提供を求めます。

円滑な情報収集のため、バリアフリー法の規定では、促進方針または基本構想にバリアフリー化に関する情報の収集、整理及び促進に関する事項が定められた場合、市町村の求めがあったときは、施設設置管理者等に、施設のバリアフリー化状況についての情報提供義務または努力義務が生じます(バリアフリー法第24条の8(同法第25条第10項における準用含む))。

施設設置管理者	情報提供
公共交通事業者等	義務
道路管理者	義務
路外駐車場管理者等	努力義務
公園管理者等	努力義務
建築主等	努力義務

ア バリアフリーマップの作成・活用

施設設置管理者等から提供を受けたバリアフリー化に関する情報をもとにバリアフリーマップを作成し、市内の主要な施設等において配布します。

バリアフリーマップは高齢者や障害者等に配慮した配色やピクトグラムを活用し、分かりやすい案内表示とします。

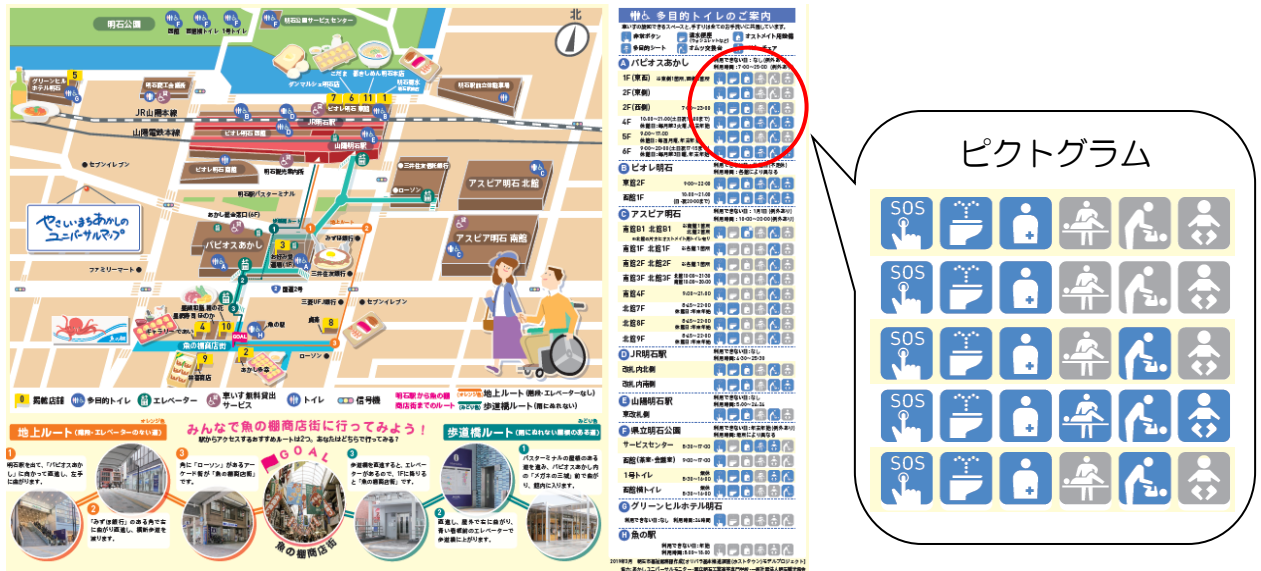


図 3 7 バリアフリーマップ作成例（兵庫県明石市）

イ 呉地理情報マップにおける情報公開

バリアフリーマップと連動し、呉地理情報マップにおいてバリアフリー化に関する情報を公開します。公開する情報はスマートフォンやタブレットでも閲覧可能で、リアルタイムに情報更新することで、web の特性を活かしたものとします。

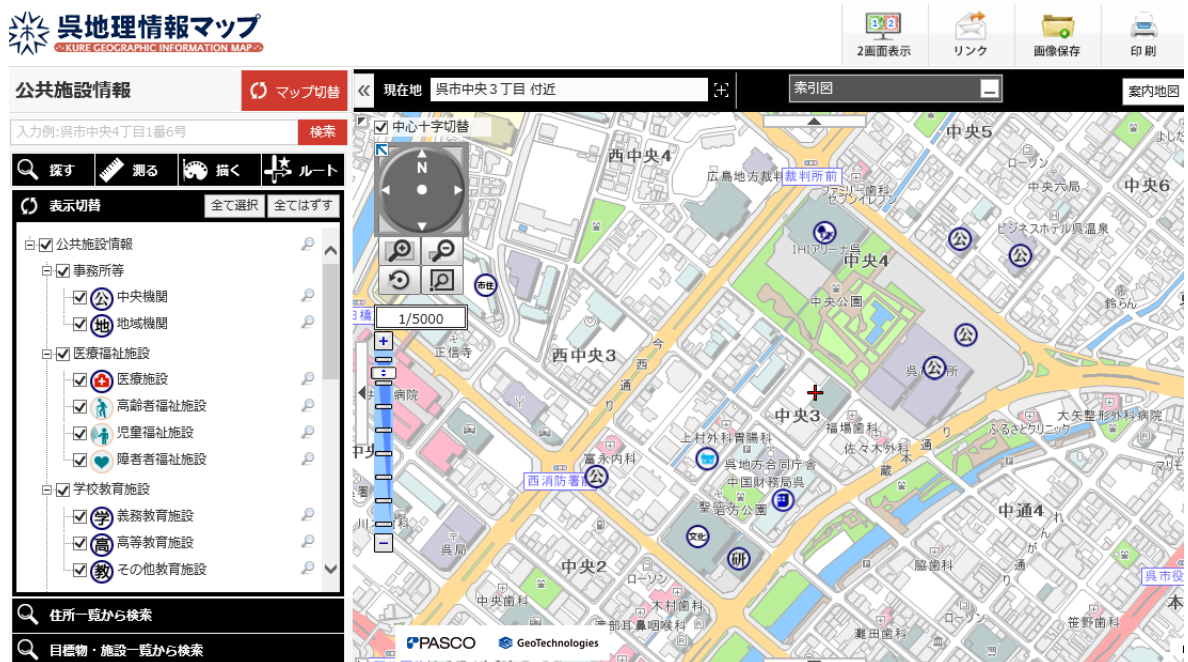


図 3 8 呉地理情報マップ

ウ イベント時の情報提供への配慮

市が開催するイベントでは、手話通訳や要約筆記、点字資料の配布等、バリアフリー化に配慮した情報提供を行います。

エ ユニバーサルデザイン・バリアフリーの取組事例の紹介

呉市ホームページにおいて、市内のユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する取組事例を紹介します。

オ 公共交通の情報提供

主要交通結節点や主要目的地での分かりやすい案内看板や、分かりやすい公共交通マップの作成、スマートフォン等でバスの到着時間を確認できるバスロケーションシステムの利用促進検討、災害時における運行サービスや運行遅延状況等の情報提供等、誰もが分かりやすい情報提供に取り組みます。

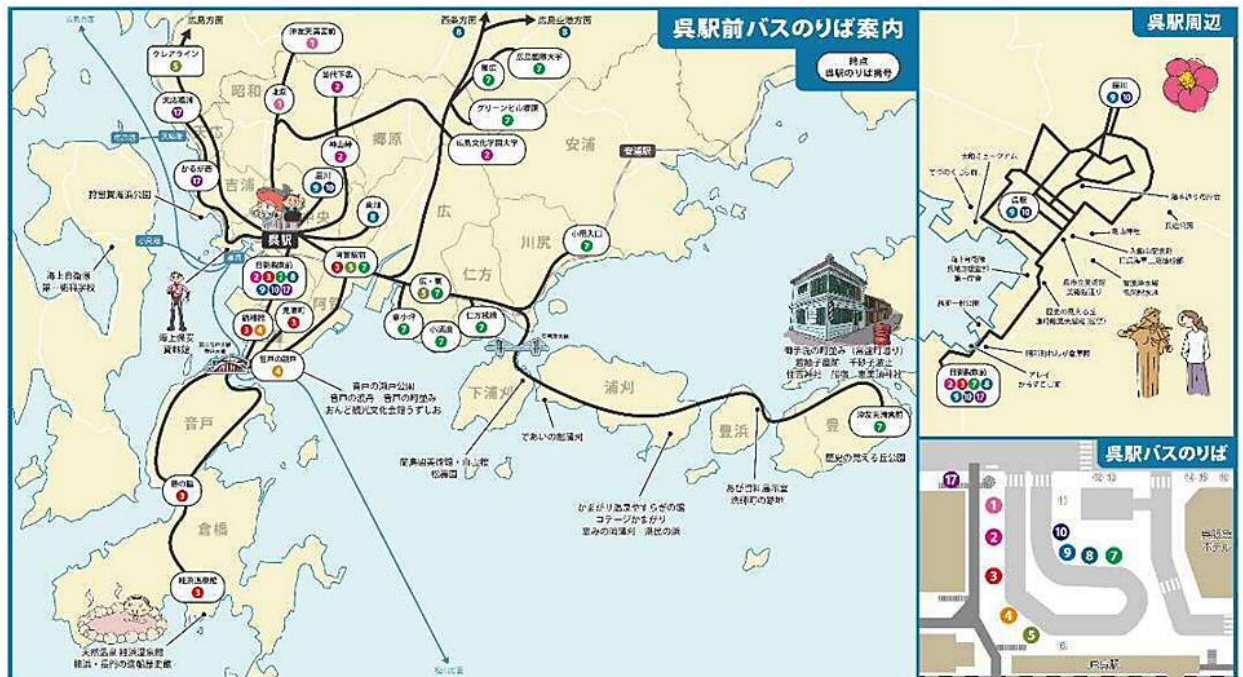


図 39 呉駅の案内表示の改善イメージ

出典：呉市地域公共交通網形成計画

カ 案内看板等の充実化

各施設の案内看板等については、市民のみならず、観光等で市外から訪れる全ての人に分かりやすく、またその目的を達成できるものでなくてはなりません。

そのために、高齢者や障害者等に配慮した配色や、点字表記、音声案内、ピクトグラム、サイン等を積極的に活用するとともに、外国人に対応した多言語表示等についても充実させます。

1. 5 心のバリアフリーの取組（ソフト対策）

(1) 心のバリアフリーとは

「心のバリアフリー」とは、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画^{※1}（以下「行動計画」といいます。）」によると、「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」とされています。

バリアフリー化を推進するためには、施設整備だけではなく、市民一人ひとりが高齢者、障害者等の特性を理解し支え合う心のバリアフリーが重要です。

また、行動計画において、「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして以下の3点が示されています。

- ① 障害のある人への社会的障壁^{※2}を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル^{※3}」を理解すること。
- ② 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供^{※4}）を行わないよう徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とのコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

※1：東京オリンピック・パラリンピックを契機として、共生社会の実現に向けたユニバーサルデザイン、心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくために取り組むべき具体的施策について平成29年2月に国が策定

※2：障害者にとって社会にある障壁は、事物、制度、慣行、観念等の様々なものがあり、日常生活や社会生活において相当な制限を受ける状態のこと。

※3：障害者が日常・社会生活で受ける制限は、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方

※4：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で障害のある人等に対して、正当な理由がなく、障害を理由として差別することを禁止しています。また、障害のある人等から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することも求めています。

(2) 呉市全体における心のバリアフリーの推進方針

心のバリアフリーの推進に当たり、市民、事業者（施設設置管理者等）、市のそれぞれがどのような役割を期待され、担っていくべきなのかを明確にするため、以下のとおり方針を示します。

ア 市民

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について、理解を深めるよう努めます。

また、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用に協力するよう努めます。

イ 事業者（施設設置管理者等）

継続的な教育訓練を通じ、職員に対し、高齢者、障害者等と適切なコミュニケーションを取りながら積極的に声かけや思いやりのある行動支援を行うよう努めます。

また、職員等関係者のみならず、一般の施設利用者の心のバリアフリーを推進するための広報活動及び啓発活動等を行うよう努めます。

ウ 市

市民一人ひとりが高齢者、障害者等の特性を理解し、支え合うため、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて心のバリアフリーの推進に努めます。

(3) 心のバリアフリーの取組

市民一人ひとりがバリアフリーへの理解を深め、お互いが相手を理解し、尊重することができる「心のバリアフリー」を推進します。ここでは、市全体で取り組んでいく「心のバリアフリー」について示します。

ア 教育活動の推進

学校教育現場では、学習指導要領に則り、市内の小中高等学校で、心のバリアフリーにかかる活動や取組を行っており、これらの活動や取組を引き続き行っていきます。以下に、取組内容を示します。

(ア) 体験学習

- a 盲導犬と触れあうことで、視覚障害者の方が実際にどんなことに困っているかを学び、盲導犬の役割を理解することを通じて、障害者への声掛けやサポートの重要性について学びます。
- b 総合的な学習の時間では、車椅子の体験やブラインドアイウォークなどの障害の模擬体験を行い、子どもたちが自分自身でできることを考え、障害者の方がどのようなサポートが必要であるかを学びます。



盲導犬体験学習



ブラインドアイウォーク学習

図40 体験学習の様子

(イ) 交流学習

- a インクルーシブ教育^{※1}の一環として、障害のある子供達と障害のない子供達の交流や共同学習を行い、共生社会の実現に向けた第一歩となるよう取り組んでいきます。
- b 特別活動等の中で、近隣の幼稚園、保育園児や老人介護施設の高齢者、障害者福祉施設の人々を学校行事に招き、様々な方と接することにより多様性の尊重について学びます。
- c 校外学習の際に、国際交流の一環として、外国人観光客に、呉や日本の文化について伝えたり、外国人観光客から外国の文化を教えて頂いたりすることで、多様性の尊重について学びます。

(ウ) その他

- a 道徳では、「親切、思いやり」に関する授業を行い、相手の立場を考えたり、相手の気持ちを想像したりすることを通し、励ましや援助をすることの大切さ等について学びます。
- b 中学校の社会科では、障害があっても教育や就職の面で不自由なく生活できる社会をめざし、自分たちが何に気を付けなければならないかを考えることで、インクルージョン社会の実現に向けた学習を進めます。

※1：障害のある者が、その能力等を最大限に発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下で、障害のある者と障害のない者がともに学ぶこと。

イ 普及・啓発・広報活動等の推進

市民一人ひとりが高齢者や障害者等の特性を理解し、支え合う「心のバリアフリー」を体現するためには、様々な人を対象として普及・啓発・広報活動等を行うことが重要です。

バリアフリーに関するアンケート調査では、「心のバリアフリー」の認知度については、「聞いたことがある」と「知らない」の合計が約8割であり、その認知度は低く、普及・啓発・広報活動等を積極的に行う必要があります。

以下に、取組内容を示します。

(ア) ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークは、外見からは分からない障害を抱えた方が周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせるために作成されたマークです。また、ヘルプカードは障害のある方が災害や緊急時、日常生活で困ったときなどに、緊急連絡先や必要とする支援内容等を記載するカードです。

これらを市民センター等で配布するなど、普及・啓発・広報活動を行います。

(イ) 介護マーク

介護マークは、認知症のある方等の介護は、他の人から見ると介護していることが分かりにくく、誤解を受けることがあるため、介護する方が、介護中であることを周囲に理解していただくために作成されたカードです。

これらを市民センター等で配布するなど、普及・啓発・広報活動を行います。

(ウ) チームオレンジ

認知症に関する正しい知識を習得し、自発的な支援活動の普及拡大を図るため、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の方とその家族を温かく見守る応援者を養成します。

また、本人とその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）の整備を進めます。



ヘルプマーク

ヘルプカード

オレンジカード

図 4 1 各種マーク・カード

(エ) 通いの場

高齢者が自宅から歩いて通える場所に「通いの場」を設置し、多世代が集い、交流することができる場づくりを進めます。「ふれあい・いきいきサロン」では、高齢者をはじめ、地域住民が自宅から歩いていける場所に集い、自ら企画し、活動することを通して、生きがいづくりや仲間づくりを行います。また、「すこやかサロン」では、家に閉じこもりがちな人を対象に、健康教室、ゲーム、軽体操、趣味活動、英会話等を実施します。

(オ) 出前トーク

高齢者、障害者等に対する理解を促進し、「心のバリアフリー」を体現するために、市民等が構成する団体に対して市職員を派遣し、「障害がある人とのコミュニケーション」や「障害のある人を支えるサービス」、「バリアフリー社会の実現による持続可能なまちづくり」等、様々なメニューの出前トークを実施します。

(カ) 人材育成・派遣

高齢者、障害者等の社会活動や社会参加を支えることができる人材の育成として、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成や手話通訳者、要約筆記者の派遣事業を行います。また、地域生活をする上で必要度の高い情報（「市政だより」「ボランティア情報誌」等の広報誌）を点訳、音訳で提供します。



ふれあい・いきいきサロン



出前トーク



手話通訳者の派遣

図4-2 通いの場・出前トーク・人材派遣

(キ) 国際交流

呉市国際交流協会では、市内で生活する外国人向けに、外国人住民支援事業や多文化共生事業、外国都市等との交流事業、広報・研究事業等を行います。

外国人住民支援事業では、「市政だよりの多言語化による情報提供」や「新型コロナウイルス・災害関連情報の広報」、「呉市で暮らす外国人のための生活ガイドブック」の発行等を行います。

多文化共生事業では「異文化理解講座」や「国際交流フェスタ in くれ」等を行います。また、外国都市との交流や、ホームページでのイベント情報の提供、コミュニケーションボードの情報掲示等を行います。



呉市で暮らす外国人のための生活ガイドブック



国際交流フェスタ in くれ

図 4 3 国際交流

(ク) マナーの向上

放置自転車等は歩行空間を阻害し、高齢者や障害者等が安心して歩行するための妨げとなります。呉市内の一部のJR駅周辺（呉駅・広駅等）は放置自転車規制区域となっており、放置自転車等の撤去活動を行います。また、違法駐車防止のための広報・啓発活動も継続して行います。

その他として、バリアフリートイレやおもいやり駐車場等の施設利用マナーについても普及・啓発・広報活動を行います。



図 4 4 施設利用マナーの広報例

出典：国土交通省HP

(ケ) 接遇

バリアフリー法に基づく施設整備，いわゆるハード整備が進むとともに，重要になってくるのが，「心のバリアフリー」等のソフト対策としての適切な「接遇」です。

適切な接遇を行うためには，「心のバリアフリー」の考え方を理解し，接遇のあり方について一定水準の知識を身につけることが必要となってきます。このような背景のもと，職員に対するバリアフリー教育や研修を実施し，高齢者，障害者等への理解促進と接遇の向上を図ります。

(コ) 観光施設における心のバリアフリー

観光庁では，「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を創設し，ソフト的なバリアフリー対応措置の実施や，年1回以上の従業員への教育実施等を行っている「宿泊施設」，「飲食店」，「観光案内所」を対象に，認定マークの交付を行っています。

呉市を訪れる観光客の方々に安心・安全に楽しんでいただくために，本制度の普及・広報活動を行い，観光施設の心のバリアフリー化の推進を図ります。



図 4 5 観光施設の心のバリアフリー認定マーク

ウ 公共交通事業者による教育啓発特定事業の推進

バリアフリー法に基づく教育啓発特定事業^{※1}について，公共交通事業者により，以下の取組を行います。

事業者	実施事業
西日本旅客鉄道(株) 広島電鉄(株) 中国ジェイアールバス(株) 瀬戸内産交(株)	○社員のバリアフリーに対する教育訓練

※1：移動等円滑化の促進に関する児童，生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業や，移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業

2 移動等円滑化促進地区

2. 1 移動等円滑化促進地区の設定

(1) 移動等円滑化促進地区の要件

バリアフリー法では、移動等円滑化促進地区（以下「促進地区」といいます。）の要件が次のように定められています。

① 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

国の基本方針では、原則として生活関連施設がおおむね3以上あることとしています。また、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区としています。

② 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区

国の基本方針では、高齢者、障害者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況や、これらの将来の方向性の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化の促進が特に必要な地区であることを求めています。

③ バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

都市機能としては、高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能等が挙げられます。

地区におけるバリアフリー化の促進が、このような様々な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であることが求められます。

(2) 呉市における促進地区設定の方針

促進地区の設定に当たっては、バリアフリー法における要件を踏まえつつ、呉市の地理的条件・土地利用等の特性を踏まえ設定を行います。

【促進地区を設定する上で配慮すべき呉市の特性】

- 市域を東西に運行するJR呉線、JR駅を経由する路線バス、路線バスやJR駅を連絡する生活バス・乗合タクシーが市民の移動手段として市内を網羅していること。
- JR駅や主要なバスの乗り継ぎ拠点の周辺には公共施設や商業施設等が集まっており、市民の暮らしの中心となっていること。

このため、JR駅及び呉市地域公共交通網形成計画に位置付けられた交通結節点を中心とした地区を促進地区として設定します。

(3) 促進地区の区域の設定

促進地区の区域は徒歩で移動が行われる区域であることから、JR駅及び交通結節点を中心に半径500m^{※1}の範囲とします。ただし、従前の基本構想における重点整備地区であるJR呉駅・呉港周辺地区及びJR広駅・安芸阿賀駅周辺地区については、従前の区域を基本とします。

なお、促進地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定めるものとします。

具体的には生活関連経路の沿道（当該道路が接する街区）には、住居や商業・公共施設等の既存施設が立地していることから実際の移動に配慮し、「生活関連施設を包含し、生活関連経路に設定した道路から1街区外側の範囲」を促進地区の境界とします。

(4) 生活関連施設・生活関連経路の設定

ア 生活関連施設の設定

呉市では、高齢者や障害者をはじめ多くの人々が利用する施設を生活関連施設として、次の表のとおり位置付け、(3) 促進地区の区域の設定で定めた区域内に生活関連施設が3以上ある地区を促進地区として設定します。

表7 生活関連施設に位置付ける施設一覧

区分	対象施設
旅客施設	JR駅、交通結節点、旅客船ターミナル
官公庁等	市役所、市民センター
	郵便局（地区によっては主要な郵便局）
教育・文化施設等	図書館、博物館、美術館
	文化ホール、市民ホール
	まちづくりセンター
保健・医療・福祉施設	地域医療支援病院 ^{※2}
	保健所、公立の子育て支援施設
商業施設	ショッピングセンターのうち、食料品と衣料品等を複合的に取り扱う店舗
公園・運動施設	都市公園のうち、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園
	地区公園と同規模の公園
	市立の体育館
その他の施設	市営路外駐車場

※1：国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」で示されている高齢者徒歩圏

※2：医療法に基づく地域医療の確保を図るための病院で、病床200床以上、紹介患者中心の医療を提供する等の要件により都道府県知事が承認するもの

イ 生活関連経路の設定

バリアフリー法において、生活関連経路は「生活関連施設間の経路」と定義されています。

生活関連施設間の移動のしやすさを高めるように経路を確保する必要があるため、生活関連経路を選定する上では、高齢者、障害者等の安全性、利便性に配慮することが必要です。

以上を踏まえ、呉市では以下の考え方にに基づき、生活関連経路を選定します。

なお、従前の基本構想における重点整備地区である JR 呉駅・呉港周辺地区及び JR 広駅・安芸阿賀駅周辺地区については、従前の経路を基本とし、現地調査等による経路の削除や新たに整備された経路の追加等を行います。

① 安全性の高い経路

高齢者、障害者等が安全に通行、横断できる経路として、歩道や交差点において信号機が整備されている経路を優先的に選定します。

② 利便性の高い経路

○遠回りにならない経路

高齢者、障害者等が生活関連施設を移動する際の負担に配慮し、遠回りにならない経路を選定します。

○分かりやすい経路

高齢者、障害者等やその移動をサポートする人に分かりやすい経路として、主要幹線道路等、地域におけるメイン道路を選定します。

(5) 促進地区の選定

以上に基づき、次のフローにより促進地区を選定した結果、下表の10地区となりました。

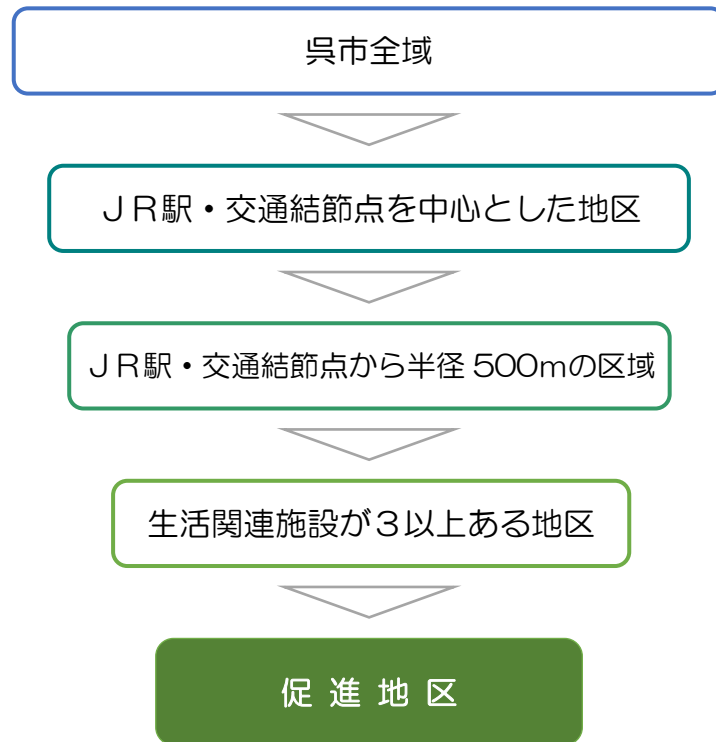


図4-6 促進地区の選定フロー

表8 促進地区一覧

地区名	生活関連施設の数
J R呉駅・呉港周辺地区	20
J R広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区※ ¹	14
J R天応駅周辺地区	3
J R吉浦駅周辺地区	3
J R川原石駅周辺地区	3
J R仁方駅周辺地区	3
J R安芸川尻駅周辺地区	3
J R安浦駅周辺地区	5
昭和市民センター周辺地区	4
鍋棧橋周辺地区	4

※1：従前の基本構想作成後、地区内に新規に建設されたJ R新広駅を地区名に追加

- ・ 旅客施設から 500m 以内
- ・ 生活関連施設を 3 以上含む
- ・ 行政界，地物等で明確に表示できる範囲
を**促進地区**に設定

促進地区のイメージ

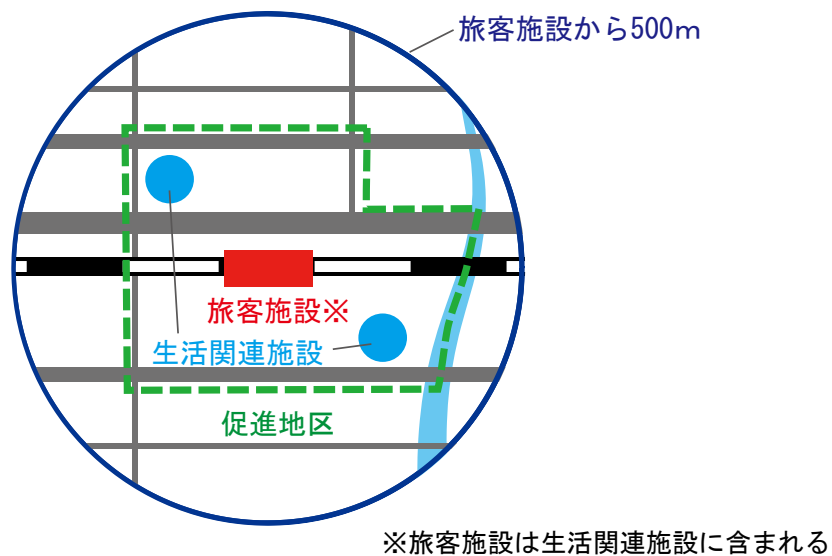


図 4 7 区域のイメージ

2. 2 各移動等円滑化促進地区のバリアフリー化の促進に関する取組方針

① JR呉駅・呉港周辺地区

(1) 地区の特性

呉市の都心として、地区内外をサービスの対象とした多様な都市機能が集積する地区です。JR呉駅を中心に、市役所、病院、商業施設、公園等、多くの施設が分布しています。

(2) バリアフリー化の状況

- 旅客施設であるJR呉駅と呉港ターミナルは、バリアフリー化が完了しています。
- その他の生活関連施設は、市役所をはじめ多くの施設があり、バリアフリー化が進められています。
- 生活関連経路は、視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化が進められています。
- JR呉駅を中心として、呉駅周辺地域総合開発による新たなまちづくりが進められています。



図 4 8 JR呉駅・呉港周辺地区の状況

(3) バリアフリー化の取組方針

- 旅客施設は、呉駅周辺地域総合開発と一体となったバリアフリー化を目指します。
- その他の生活関連施設は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、バリアフリー化されていない施設については、改修時に必要な設備の設置を検討する等、更なるバリアフリー化を推進します。
- 大和ミュージアムでは、令和7年度のリニューアルオープンに向け、トイレの改善や館内案内、展示資料解説の多言語化等、ユニバーサルデザインへの対応を図ります。
- 生活関連経路は、バリアフリー化された道路の維持・管理を行うとともに、未整備経路の視覚障害者誘導用ブロックの設置や、踏切道内の表面に凹凸のついた誘導表示等の設置、歩行空間の確保による連続したバリアフリー経路の形成を推進します。

J R呉駅・呉港周辺地区

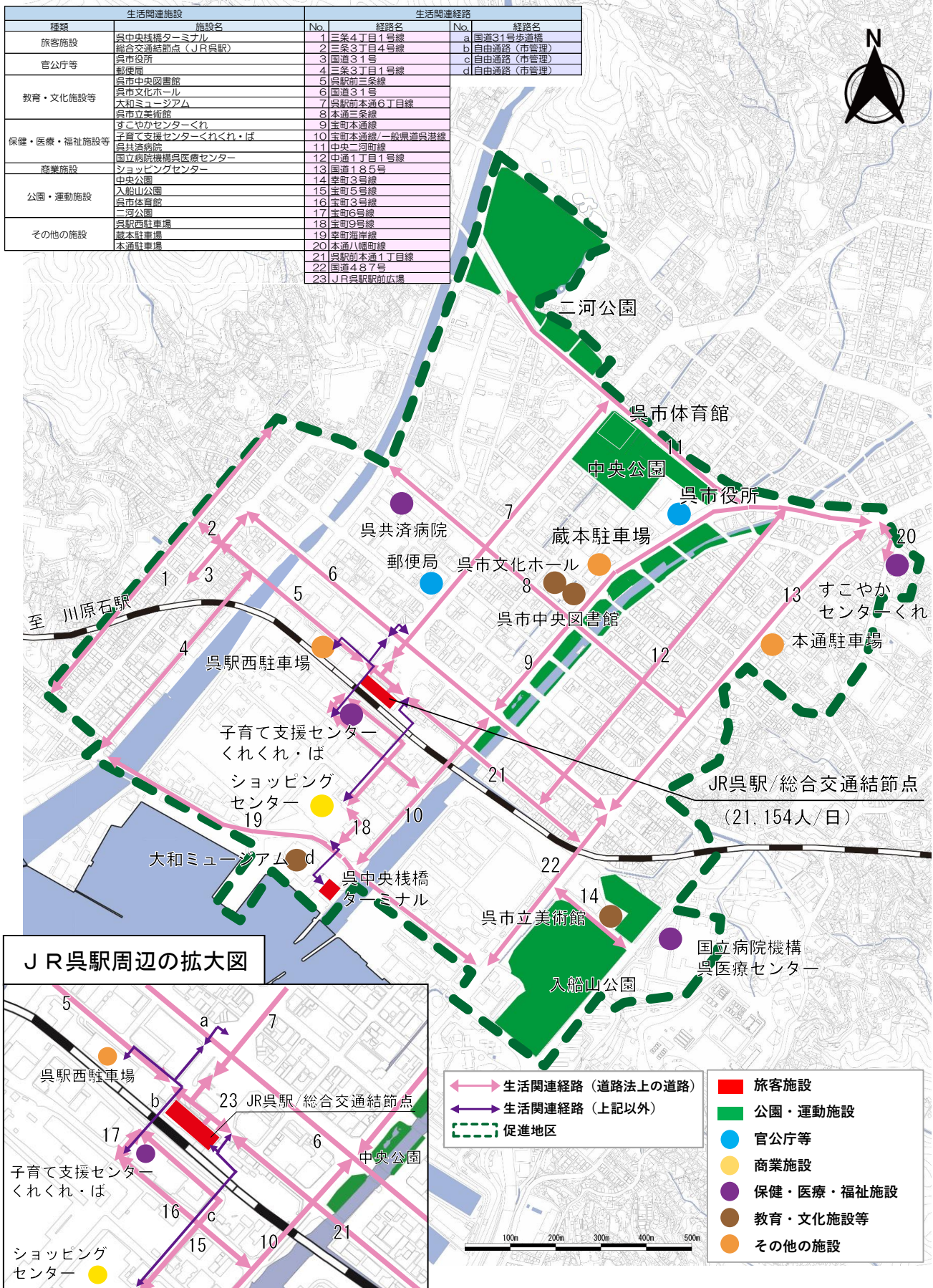


図 4 9 促進地区 (J R呉駅・呉港周辺地区)

② JR広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区

(1) 地区の特性

都心である中央地域（JR呉駅・呉港周辺地区）の機能を補完する副都心と、その近接地を含む地区です。JR各駅を中心に、市民センター、病院、商業施設、公園等、様々な施設が分布しています。

(2) バリアフリー化の状況

- 旅客施設は、JR安芸阿賀駅、JR新広駅、JR広駅があり、バリアフリー化が完了しています。
- その他の生活関連施設は、広市民センターをはじめ様々な施設があり、バリアフリー化が進められています。
- 生活関連経路は、視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化が進められています。



図50 JR広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区の状況

(3) バリアフリー化の取組方針

- 旅客施設は、副都心の玄関口として高齢者、障害者等が快適に利用できるよう、引き続きバリアフリー化の維持・管理を行います。
- その他の生活関連施設は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、バリアフリー化されていない施設については、改修時に必要な設備の設置を検討する等、更なるバリアフリー化を推進します。
- 生活関連経路は、バリアフリー化された道路の維持・管理を行うとともに、未整備経路の視覚障害者誘導用ブロックの設置や、歩行空間の確保による連続したバリアフリー経路の形成を推進します。

JR広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区

種類	生活関連施設		生活関連経路		
	施設名	No.	経路名	No.	経路名
旅客施設	JR広駅	1	阿賀中央西畑線	15	虹村1号線
	JR新広駅	2	国道185号	16	阿賀虹村線
	JR安芸阿賀駅	3	一般県道安芸阿賀停車場線	17	広本町中新開線
	交通結節点 (JR新広駅)	4	阿賀中央7丁目13号線	18	国道375号
官公庁等	広市民センター/広まちづくりセンター	5	阿賀南3丁目1号線	19	広本町1丁目13号線
	阿賀市民センター/阿賀まちづくりセンター	6	阿賀中央5丁目1号線	20	広本町1丁目5号線
	郵便局	7	阿賀中央町田線	21	大新開古松線
保健・医療・福祉施設等	中国労災病院	8	阿賀中央5丁目1号線	22	古新開2丁目13号線
	子育て支援センターひろひろ・ば (広まちづくりセンター内)	9	国道185号	23	多賀谷1丁目9号線
商業施設	ショッピングセンター	10	国道185号	24	一般県道広停車場線
	広公園	11	文化四新開線	25	広駅前線
公園・運動施設	虹村公園	12	古新開4丁目9号線	26	JR広駅前広場
	オークアリーナ	13	古新開弁天橋線		
その他の施設	阿賀駅前駐車場	14	国道185号		

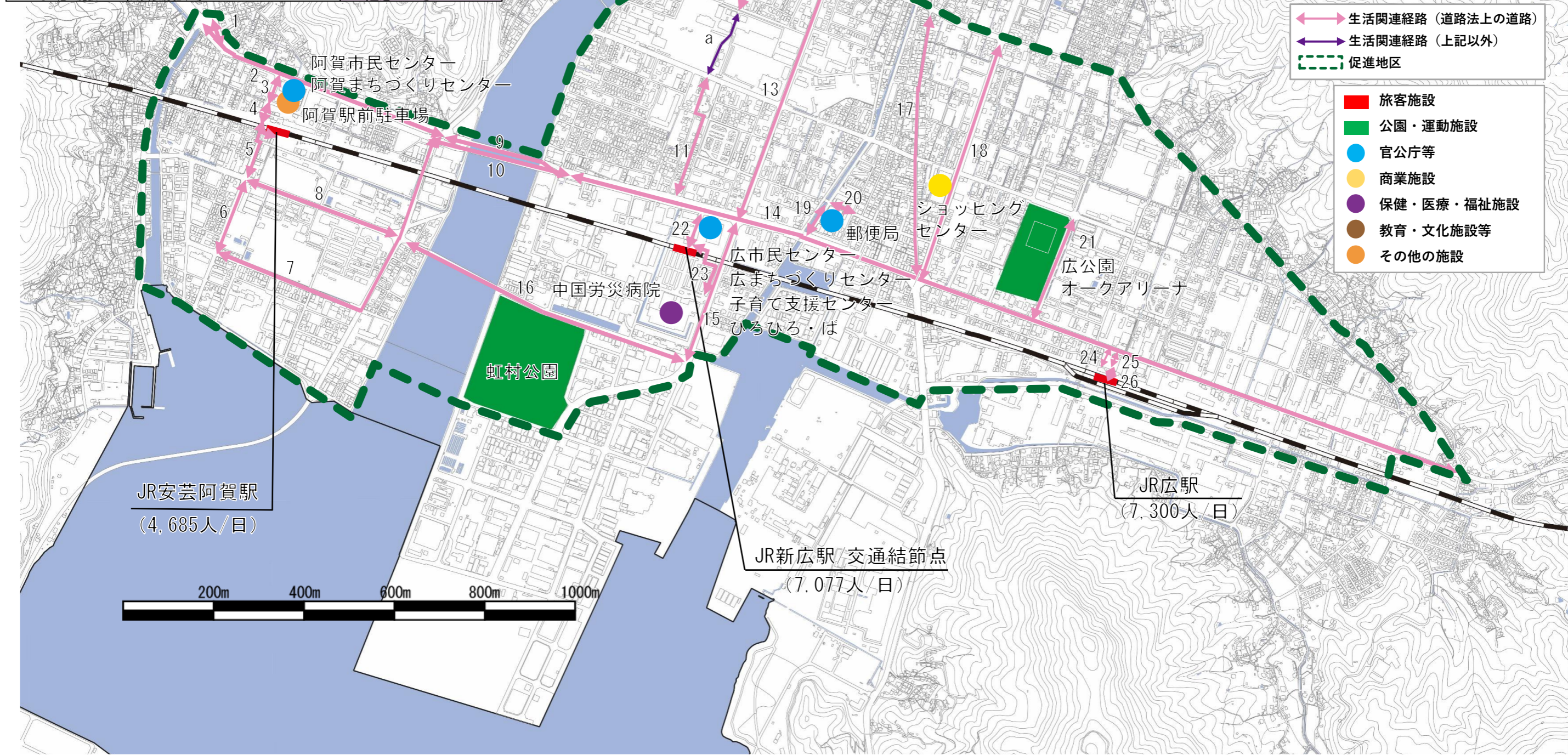


図5-1 促進地区 (JR広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区)

③ JR天応駅周辺地区

(1) 地区の特性

呉市の西端に位置した地区で、広島市方面からの西の玄関口です。JR天応駅から北側のJR呉線及び国道31号沿いに家屋が密集した市街地が形成されており、狭あいな道路が多い地区です。

(2) バリアフリー化の状況

- 旅客施設は、JR天応駅（無人駅）があり、視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化が進められています。
- その他の生活関連施設である天応市民センターは、バリアフリー化されています。
- 生活関連経路は、歩道がある国道31号や狭あいな市道等があり、市道については歩行者の安全の確保が課題です。



図52 JR天応駅周辺地区の状況

(3) バリアフリー化の取組方針

- JR天応駅は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、無人駅であることを踏まえ、改修時に段差の解消や障害者用トイレの設置を検討する等、更なるバリアフリー化に努めます。
- その他の生活関連施設は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、バリアフリー化されていない施設については、改修時に必要な設備の設置を検討する等、更なるバリアフリー化に努めます。
- 生活関連経路は、道路形状に応じて、視覚障害者誘導用ブロックの設置や、踏切道内の表面に凹凸のついた誘導表示等の設置、歩行空間の確保による連続したバリアフリー経路の形成に努めます。

J R天応駅周辺地区

生活関連施設		生活関連経路	
種類	施設名	No.	経路名
旅客施設	J R天応駅	1	主要地方道呉環状線
官公庁等	天応市民センター/天応まちづくりセンター 郵便局	2	国道31号
		3	天応南町9号線
		4	天応塩谷1号線
		5	天応塩谷2号線
		6	天応西条塩谷線



図53 促進地区 (J R天応駅周辺地区)

④ JR吉浦駅周辺地区

(1) 地区の特性

国道31号から北側に家屋が密集した市街地や斜面市街地が形成された、狭い道路が多い地区です。JR吉浦駅からJR呉駅まで電車で5分程度と都心に近接しており、駅の1日当たりの平均的な利用者数が2千人以上となっています。

(2) バリアフリー化の状況

- 旅客施設は、JR吉浦駅（無人駅）があり、視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化が進められています。
- その他の生活関連施設である吉浦市民センターは、おおむねバリアフリー化されています。
- 生活関連経路については、国道31号は歩道が整備されています。市道は歩道がなく、歩行者の安全の確保が課題です。

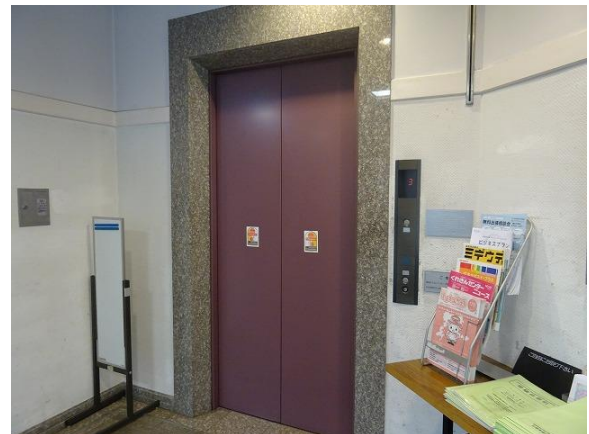


図54 JR吉浦駅周辺地区の状況

(3) バリアフリー化の取組方針

- JR吉浦駅は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、無人駅であることや利用者数の多さを踏まえ、改修時に段差の解消や障害者用トイレの設置を検討する等、更なるバリアフリー化を推進します。
- その他の生活関連施設は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、バリアフリー化されていない施設については、改修時に必要な設備の設置を検討する等、更なるバリアフリー化を推進します。
- 生活関連経路は、道路形状に応じて、視覚障害者誘導用ブロックの設置や、歩行空間の確保による連続したバリアフリー経路の形成を推進します。

J R 吉浦駅周辺地区

生活関連施設		生活関連経路	
種類	施設名	No.	経路名
旅客施設	J R 吉浦駅	1	吉浦中町1丁目1号線
官公庁等	吉浦市民センター/吉浦まちづくりセンター 郵便局	2	吉浦本町1丁目2号線
		3	国道31号
		4	吉浦東線

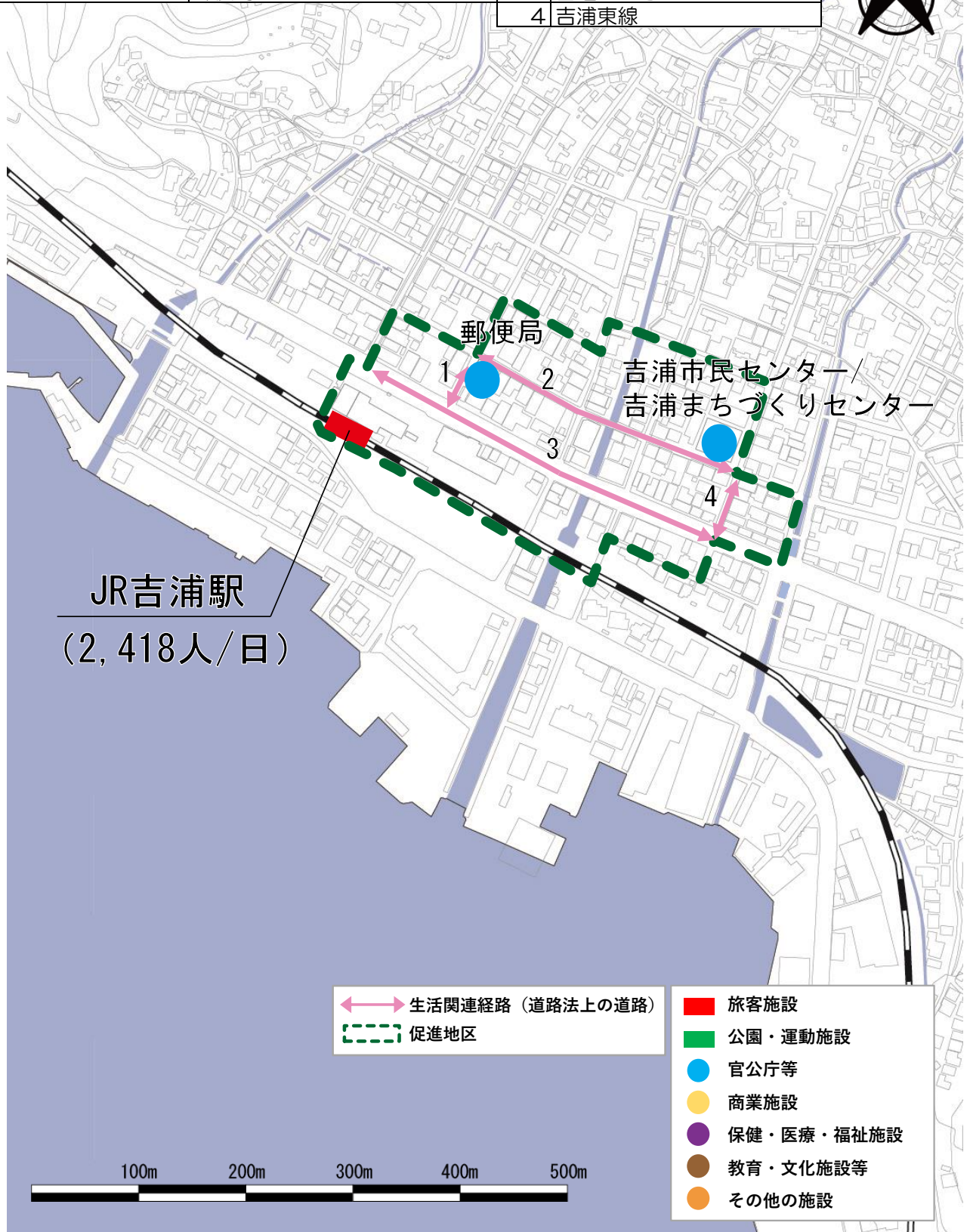


図 5 5 促進地区 (J R 吉浦駅周辺地区)

⑤ JR川原石駅周辺地区

(1) 地区の特性

JR呉駅・呉港周辺地区に隣接した地区であり都心へのアクセスに優れた地区です。国道31号より南側は平坦な埋立地が広がりますが、北側は古くからの斜面市街地で、狭い道路も多くなっています。

(2) バリアフリー化の状況

- 旅客施設は、JR川原石駅（無人駅）があり、視覚障害者用誘導ブロック等のバリアフリー化が進められています。
- その他の生活関連施設である二川まちづくりセンターは、スロープや視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化が進められています。
- 生活関連経路は、歩道が整備された道路と歩道がない道路があり、歩道がない道路については歩行者の安全の確保が課題です。

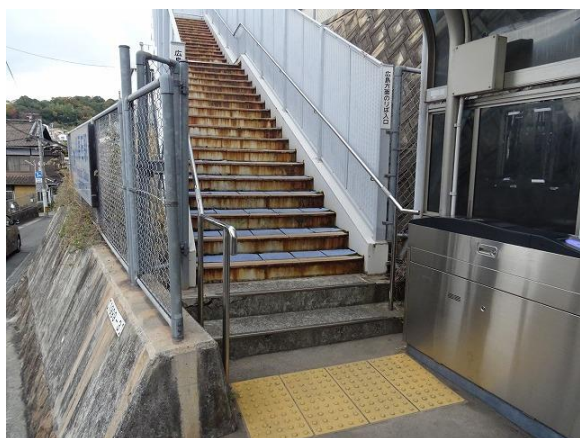


図56 JR川原石駅周辺地区の状況

(3) バリアフリー化の取組方針

- JR川原石駅は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、無人駅であることを踏まえ、改修時に段差の解消や障害者用トイレの設置を検討する等、更なるバリアフリー化に努めます。
- その他の生活関連施設は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、バリアフリー化されていない施設については、改修時に必要な設備の設置を検討する等、更なるバリアフリー化に努めます。
- 生活関連経路は、道路形状に応じて、視覚障害者誘導用ブロックの設置や、歩行空間の確保による連続したバリアフリー経路の形成に努めます。

J R川原石駅周辺地区



図57 促進地区 (JR川原石駅周辺地区)

⑥ JR仁方駅周辺地区

(1) 地区の特性

副都心である広地域に近接する利便性の高い地区で、JR仁方駅を中心に、平坦な市街地が広がっています。JR呉線より南側の道路は比較的幅員がありますが、北側は狭い道路が多くなっています。

(2) バリアフリー化の状況

- 旅客施設は、JR仁方駅（無人駅）があり、視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化が進められています。
- その他の生活関連施設である仁方市民センターは、スロープや視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化が進められています。
- 生活関連経路は、歩道が整備された道路と歩道がない道路があり、歩道がない道路については歩行者の安全の確保が課題です。



図58 JR仁方駅周辺地区の状況

(3) バリアフリー化の取組方針

- JR仁方駅は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、無人駅であることを踏まえ、改修時に障害者用トイレの設置を検討する等、更なるバリアフリー化に努めます。
- その他の生活関連施設は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、バリアフリー化されていない施設については、改修時に必要な設備の設置を検討する等、更なるバリアフリー化に努めます。
- 生活関連経路は、道路形状に応じて、視覚障害者誘導用ブロックの設置や、踏切道内の表面に凹凸のついた誘導表示等の設置、歩行空間の確保による連続したバリアフリー経路の形成に努めます。

J R仁方駅周辺地区

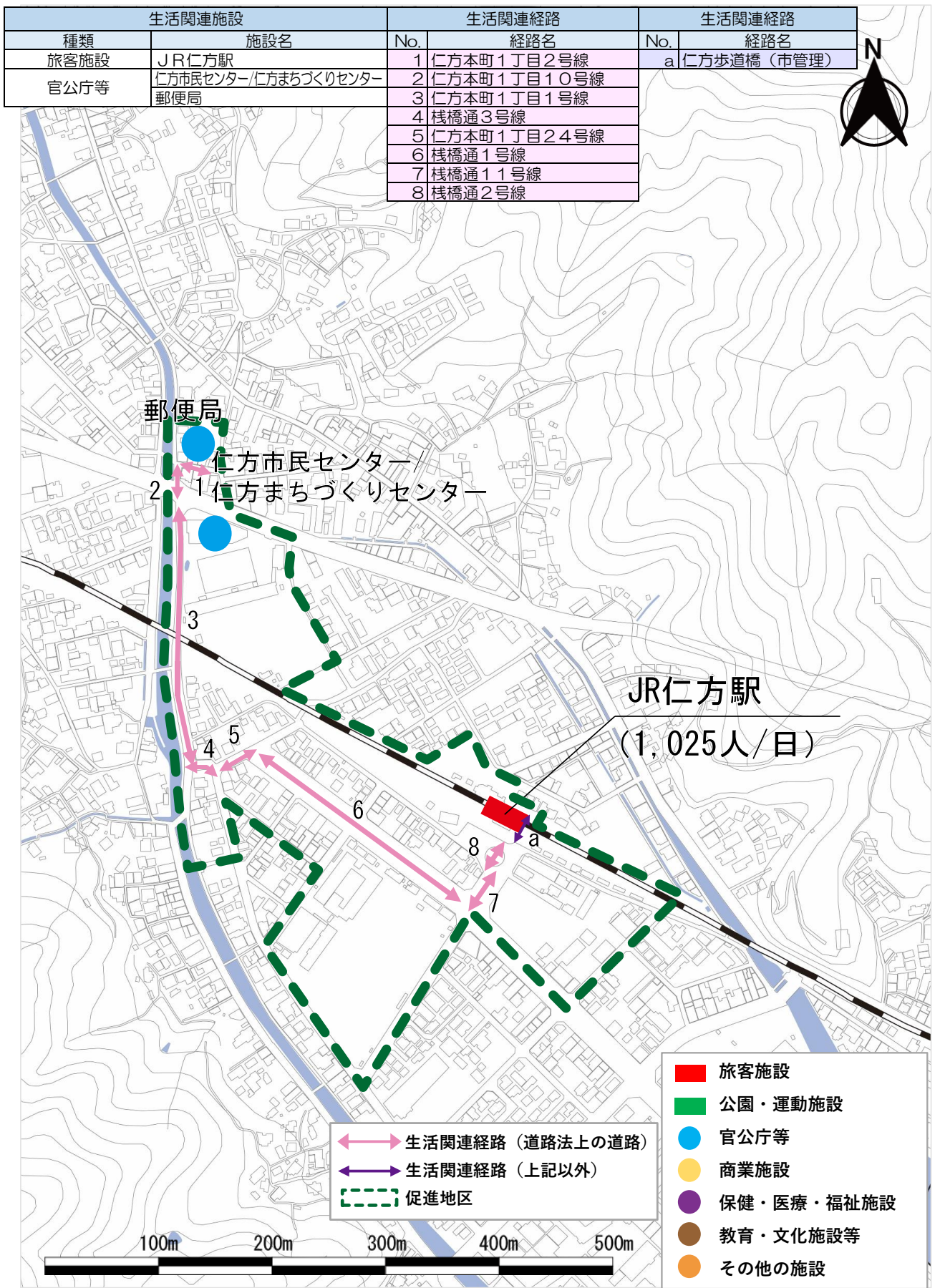


図59 促進地区 (J R仁方駅周辺地区)

⑦ JR安芸川尻駅周辺地区

(1) 地区の特性

野呂山と瀬戸内海の間に市街地が形成された地区で、国道185号より海側は比較的平たんな地形であり、市民センターをはじめとする主要な施設が国道沿いに分布しています。

(2) バリアフリー化の状況

- 旅客施設は、JR安芸川尻駅（無人駅）があり、視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化が進められています。
- その他の生活関連施設である川尻市民センターは、スロープや視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化が進められています。
- 生活関連経路は、国道185号の歩道について、一部、視覚障害者誘導用ブロックが設置されています。市道は歩道がなく、歩行者の安全の確保が課題です。



図60 JR安芸川尻駅周辺地区の状況

(3) バリアフリー化の取組方針

- JR安芸川尻駅は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、無人駅であることを踏まえ、呉市・川尻町合併建設計画に基づき、自由通路の設置等、更なるバリアフリー化を推進します。
- その他の生活関連施設は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、バリアフリー化されていない施設については、改修時に必要な設備の設置を検討する等、更なるバリアフリー化に努めます。
- 生活関連経路は、バリアフリー化された道路の維持・管理を行うとともに、未整備経路は道路形状に応じて、視覚障害者誘導用ブロックの設置や、歩行空間の確保による連続したバリアフリー経路の形成に努めます。

J R安芸川尻駅周辺地区

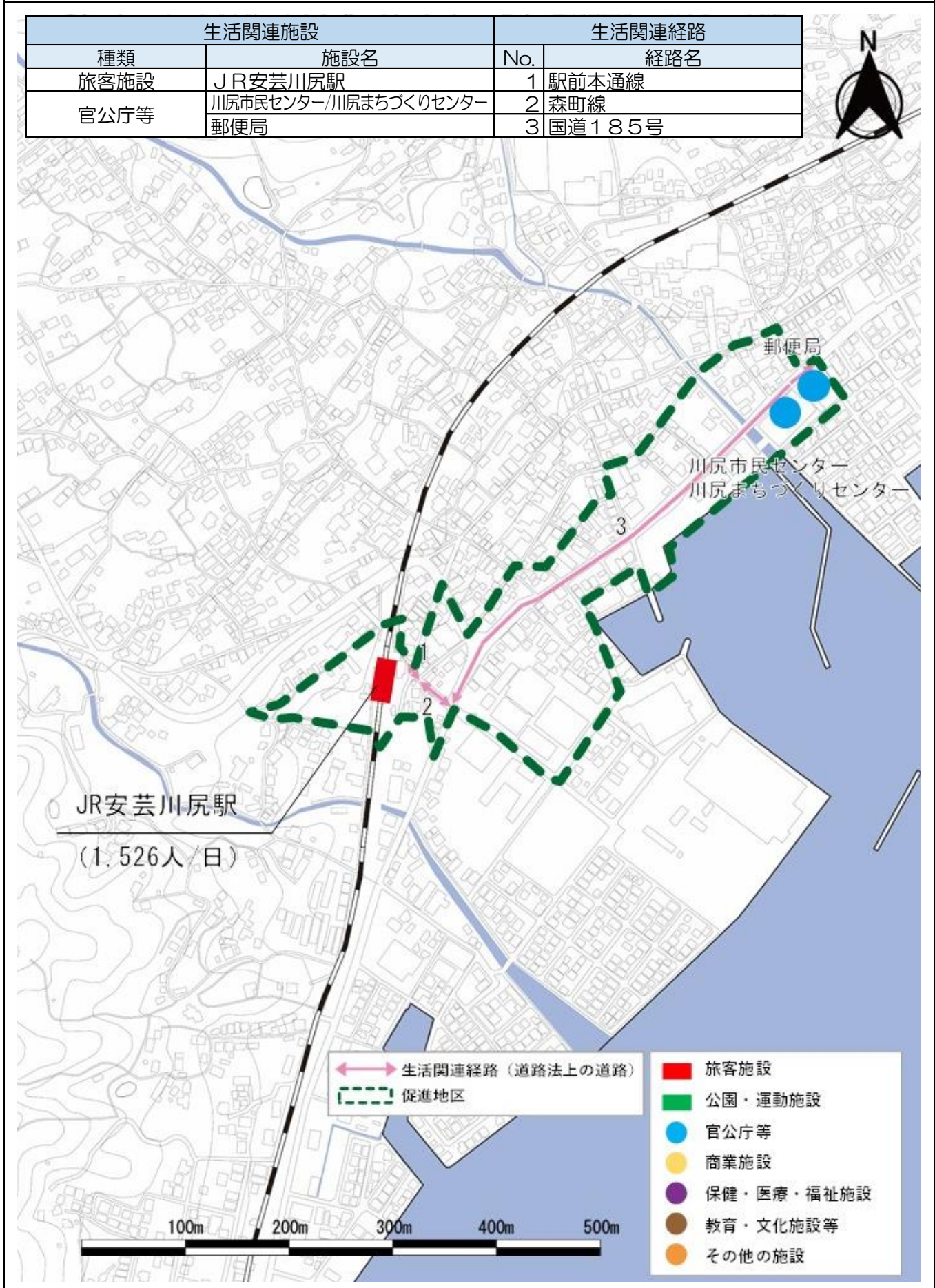


図6-1 促進地区 (JR安芸川尻駅周辺地区)

⑧ JR安浦駅周辺地区

(1) 地区の特性

JR安浦駅を中心に市街地が広がる地区で、JR呉線より北側は土地区画整理事業等により良好な住宅地が形成され、南側は市民センターをはじめとする公共施設が位置しており、平たんな地形で比較的移動しやすい地区です。

(2) バリアフリー化の状況

- 旅客施設は、JR安浦駅（無人駅）があり、視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化が進められています。
- その他の生活関連施設は、安浦市民センターや安浦体育館等があり、エントランスの段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化が進められています。
- 生活関連経路は、おおむね歩道が整備されており、一部、視覚障害者誘導用ブロックが設置されています。



図 6 2 JR安浦駅周辺地区の状況

(3) バリアフリー化の取組方針

- JR安浦駅は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、無人駅であることを踏まえ、改修時に段差の解消や障害者用トイレの設置を検討する等、更なるバリアフリー化に努めます。
- その他の生活関連施設は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、バリアフリー化されていない施設については、改修時に必要な設備の設置を検討する等、更なるバリアフリー化に努めます。
- 生活関連経路は、バリアフリー化された道路の維持・管理を行うとともに、未整備経路は道路形状に応じて、視覚障害者誘導用ブロックの設置や、歩行空間の確保による連続したバリアフリー経路の形成に努めます。

J R安浦駅周辺地区

生活関連施設		生活関連経路	
種類	施設名	No.	経路名
旅客施設	J R安浦駅	1	安浦駅大新開線
官公庁等	安浦市民センター 郵便局	2	一般県道川尻安浦線
教育・文化施設等	安浦まちづくりセンター		
公園・運動施設	安浦体育館（アリーナかもめ）		



←→ 生活関連経路（道路法上の道路）
 促進地区

- 旅客施設
- 公園・運動施設
- 官公庁等
- 商業施設
- 保健・医療・福祉施設
- 教育・文化施設等
- その他の施設

図 6 3 促進地区（J R安浦駅周辺地区）

⑨ 昭和市民センター周辺地区

(1) 地区の特性

昭和市民センターを中心に、地域の都市機能が集積した地区です。主要地方道呉平谷線と呉環状線の交点に当たり、地区内外を結ぶ交通の要衝となっています。

(2) バリアフリー化の状況

- 当該地区の交通結節点は、バス停が分散して配置されており、往路と復路で別のバス停を利用する等の不便さがあります。
- その他の生活関連施設は、昭和市民センター、昭和体育館等があり、スロープや手すり、視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化が進められています。
- 生活関連経路は、歩道が整備された道路はおおむね視覚障害者誘導用ブロックが整備されています。また、歩道がない狭あいな道路があり、歩行者の安全の確保が課題です。



図6-4 昭和市民センター周辺地区の状況

(3) バリアフリー化の取組方針

- バス停が現道の歩道上にあることから、歩道の維持・管理を行うとともに、改修時に空間の確保を検討する等、更なるバリアフリー化に努めます。
- その他の生活関連施設は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、バリアフリー化されていない施設については、改修時に必要な設備の設置を検討する等、更なるバリアフリー化に努めます。
- 生活関連経路は、バリアフリー化された道路の維持・管理を行うとともに、未整備経路は道路形状に応じて、視覚障害者誘導用ブロックの設置や、歩行空間の確保による連続したバリアフリー経路の形成に努めます。

昭和市民センター周辺地区

生活関連施設		生活関連経路	
種類	施設名	No.	経路名
旅客施設	交通結節点（昭和市民センター周辺）	1	焼山中央2丁目4号線
官公庁等	昭和市民センター/昭和まちづくりセンター	2	桜ヶ丘中央線
	郵便局	3	主要地方道呉環状線
公園・運動施設	昭和体育館		



図 6 5 促進地区（昭和市民センター周辺地区）

⑩ 鍋棧橋周辺地区

(1) 地区の特性

呉の中心地と音戸・倉橋地区を結ぶ交通結節点を擁する地区です。第二音戸大橋へと向かうバイパス沿いに、公共施設や商業施設が分布しています。

(2) バリアフリー化の状況

- 旅客施設は、交通結節点である鍋棧橋バス停があり、待合所の整備やスロープの設置等のバリアフリー化が進められています。
- その他の生活関連施設は、警固屋まちづくりセンター、警固屋体育館等があり、スロープの設置等のバリアフリー化が進められています。
- 生活関連経路は、歩道のある道路はおおむね視覚障害者誘導用ブロックが設置されていますが、ブロックの色が歩道と同化している等の課題があります。また、歩道がない道路があり、歩行者の安全の確保が課題です。



図 6 6 鍋棧橋周辺地区の状況

(3) バリアフリー化の取組方針

- 旅客施設は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、更なるバリアフリー化に努めます。
- その他の生活関連施設は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、バリアフリー化されていない施設については、改修時に必要な設備の設置を検討する等、更なるバリアフリー化に努めます。
- 生活関連経路は、バリアフリー化された道路の維持・管理を行うとともに、未整備経路は道路形状に応じて、視覚障害者誘導用ブロックの設置や、歩行空間の確保による連続したバリアフリー経路の形成に努めます。

鍋棧橋周辺地区

生活関連施設		生活関連経路	
種類	施設名	No.	経路名
旅客施設	交通結節点（鍋棧橋）	1	国道487号
官公庁等	警固屋まちづくりセンター	2	国道487号
	郵便局	3	国道487号
公園・運動施設	警固屋体育館		



図67 促進地区（鍋棧橋周辺地区）

2. 3 届出制度

(1) 制度の概要

届出制度は、公共交通事業者又は道路管理者が、促進地区内の旅客施設及び道路^{※1}において行う改良等であって他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合に、呉市に対して事前の届出を行うものです。小規模な改良であっても、施設設置管理者が異なる施設間の移動の連絡性を確保することを目的としています。

公共交通事業者又は道路管理者は当該行為に着手する30日前までに呉市に届出を行い、呉市は届出のあった行為がバリアフリー化を図る上で支障があると認めるときは、行為の変更等の必要な措置を要請します。

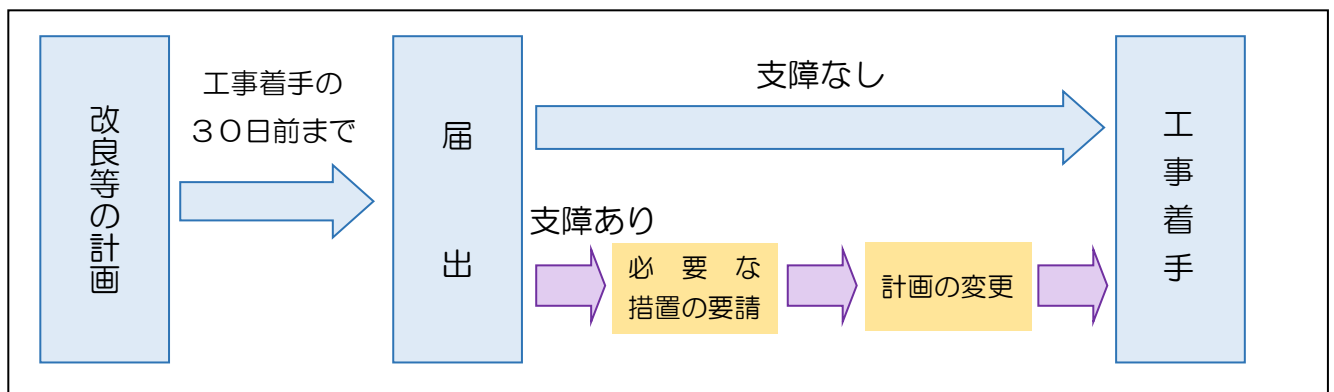


図68 届出制度概要

※1：旅客施設は生活関連施設に限られる。また、道路は生活関連経路である道路法による道路に限られる。

(2) 届出の対象範囲

届出の対象範囲は次のとおりです。

旅客施設：生活関連施設である旅客施設（以下「生活関連旅客施設」といいます。）のうち

下記の範囲

- 他の生活関連旅客施設との間の出入口
- 生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口
- バリアフリールート of 出入り口

道路：生活関連経路である道路のうち、下記の範囲

- 生活関連旅客施設の出入口又は市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設

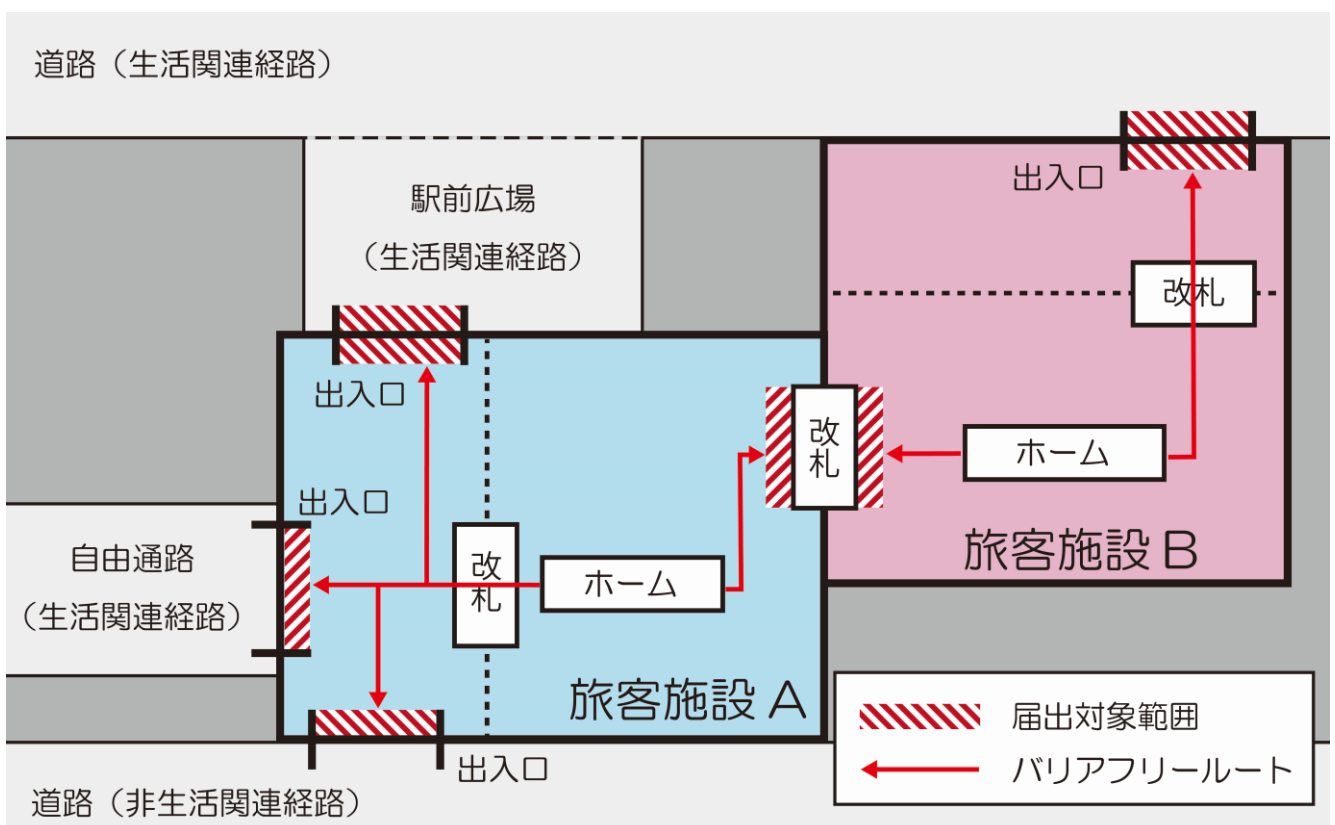


図 69 届出対象のイメージ図

(3) 制度の対象施設

届出の対象となる施設は次のとおりです。

表 9 届出制度の施設と行為

地区名	旅客施設	生活関連経路	届出の対象範囲
① J R 呉駅・呉港周辺地区	J R 呉駅	J R 呉駅駅前広場	鉄道駅施設との連続性確保
		自由通路	
	呉港ターミナル	幸町海岸線	旅客船施設との連続性確保
② J R 広駅・新広駅 ・安芸阿賀駅周辺地区	J R 広駅	J R 広駅駅前広場	鉄道駅施設との連続性確保
	J R 新広駅	古新開 2 丁目 1 3 号線	鉄道駅施設との連続性確保
	J R 安芸阿賀駅	阿賀中央 5 丁目 1 3 号線	鉄道駅施設との連続性確保
阿賀中央 7 丁目 1 号線			
③ J R 天応駅周辺地区	J R 天応駅	天応西条塩谷線	鉄道駅施設との連続性確保
④ J R 吉浦駅周辺地区	J R 吉浦駅	国道 3 1 号	鉄道駅施設との連続性確保
⑤ J R 川原石駅周辺地区	J R 川原石駅	東塩屋線	鉄道駅施設との連続性確保
⑥ J R 仁方駅周辺地区	J R 仁方駅	栈橋通 2 号線	鉄道駅施設との連続性確保
⑦ J R 安芸川尻駅周辺地区	J R 安芸川尻駅	駅前本通線	鉄道駅施設との連続性確保
⑧ J R 安浦駅周辺地区	J R 安浦駅	一般県道川尻安浦線	鉄道駅施設との連続性確保
		安浦駅大新開線	
⑩ 鍋棧橋周辺地区	鍋棧橋バス停	国道 4 8 7 号	交通結節点との連続性確保

第4章 呉市バリアフリー基本構想

1 重点整備地区の設定

(1) 重点整備地区の要件

バリアフリー法では、重点整備地区の要件が次のように定められています。

① 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

国の基本方針では、促進方針同様、原則として生活関連施設がおおむね3以上あること、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区であることとしています。

② 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区

国の基本方針では、促進方針の要件に加え、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化事業が特に必要な地区であることを求めています。

③ バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

各種バリアフリー化事業の重点的な実施が、様々な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であることが求められます。

(2) 呉市における重点整備地区設定の方針

促進地区のうち、従前の重点整備地区であるJR呉駅・呉港周辺地区及びJR広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区の2地区を、引き続き重点整備地区に位置付けます。

また、JR駅の一日当たりの平均的な利用者数が2千人以上であるJR吉浦駅周辺地区を、新規に重点整備地区として位置付けます。

表10 旅客施設（鉄道駅）の利用者数とバリアフリー化の状況

駅名	一日当たりの平均利用者数	運営形態	バリアフリー化の状況				
			段差の解消	障害者用トイレ	誘導用ブロック	障害者対応型改札口	障害者対応型券売機
呉	21,154	運行時間中 駅員常駐	○ (エレベーター)	○	○	○	○
広	7,300	運行時間中 駅員常駐	○ (エレベーター)	○	○	○	○
新広	7,077	窓口閉鎖時間あり	○	駅舎外あり	○	○	○
安芸阿賀	4,685	窓口閉鎖時間あり	○ (エレベーター)	駅舎外あり	○	○	○ 3,000 日/人
吉浦	2,418	無人駅	×	×	○	○	○ 2,000 日/人
呉ポートピア	1,711	無人駅	×	×	○	○	○
安芸川尻	1,526	無人駅	×	×	○	○	○
安浦	1,180	無人駅	×	×	○	○	○
天応	1,154	無人駅	×	×	○	○	○
仁方	1,025	無人駅	○	×	○	○	○
川原石	994	無人駅	×	×	○	○	○
安登	717	無人駅	×	×	○	○	○
かるが浜	415	無人駅	×	×	○	○	○

(3) 特定事業の設定

特定事業は、重点整備地区において生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化し、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するために実施するものです。

バリアフリー法において、その内容は次のとおり定められており、各重点整備地区の特性やバリアフリー化の状況等を踏まえ、必要となる事業を設定します。

表 1 1 特定事業の内容

特定事業	実施事業
公共交通 特定事業	・ 特定旅客施設※ ¹ におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更
道路特定事業	・ 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等）の設置 ・ バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）
路外駐車場 特定事業	・ 特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等）の整備
都市公園 特定事業	・ 都市公園のバリアフリー化のために必要な特定公園施設※ ² の整備
建築物 特定事業	・ 特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設※ ³ の整備 ・ 全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
交通安全 特定事業	・ バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置 等） ・ バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動 等）
教育啓発 特定事業	・ 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業（学校の間を活用した市町村等によるバリアフリー教室（障害当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等）の開催 等） ・ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（上に掲げる事業を除く。）（障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催、公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施、優先席や車椅子利用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示 等）

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

※1：1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上であること、または相当数の高齢者、障害者の利用が見込まれること、または当該旅客施設において移動等円滑化の事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められる旅客施設

※2：都市公園の出入口と公園施設（屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識等）との間の経路及び駐車場と公園施設との間の経路を構成する園路及び広場

※3：出入口、廊下、階段、傾斜路、エレベーター、便所、ホテル又は旅館の客室、敷地内の通路、駐車場等

(4) 特定事業の基本的な方針

JR呉駅・呉港周辺地区及びJR広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区は、未整備の生活関連経路のバリアフリー化とともに、まちの変化や今後のまちづくりを踏まえ、必要となるバリアフリー化事業を特定事業に位置付けます。

JR吉浦駅周辺地区は、バリアフリー化の現状や課題を踏まえ、必要となるバリアフリー化事業を特定事業に位置付けます。

また、心のバリアフリーについては、市民一人ひとりが高齢者、障害者等について理解を深め支え合う、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現するため、教育啓発特定事業に位置付け、全市的に取り組んでいきます。

なお、整備済みの生活関連施設及び生活関連経路については、今後も高齢者、障害者等の利用に際しバリアフリー化を維持していくことが必要であることから、適切な維持管理に努めるものとします。

2 各重点整備地区の基本構想

① JR呉駅・呉港周辺地区

(1) 重点整備地区の区域・生活関連施設・経路

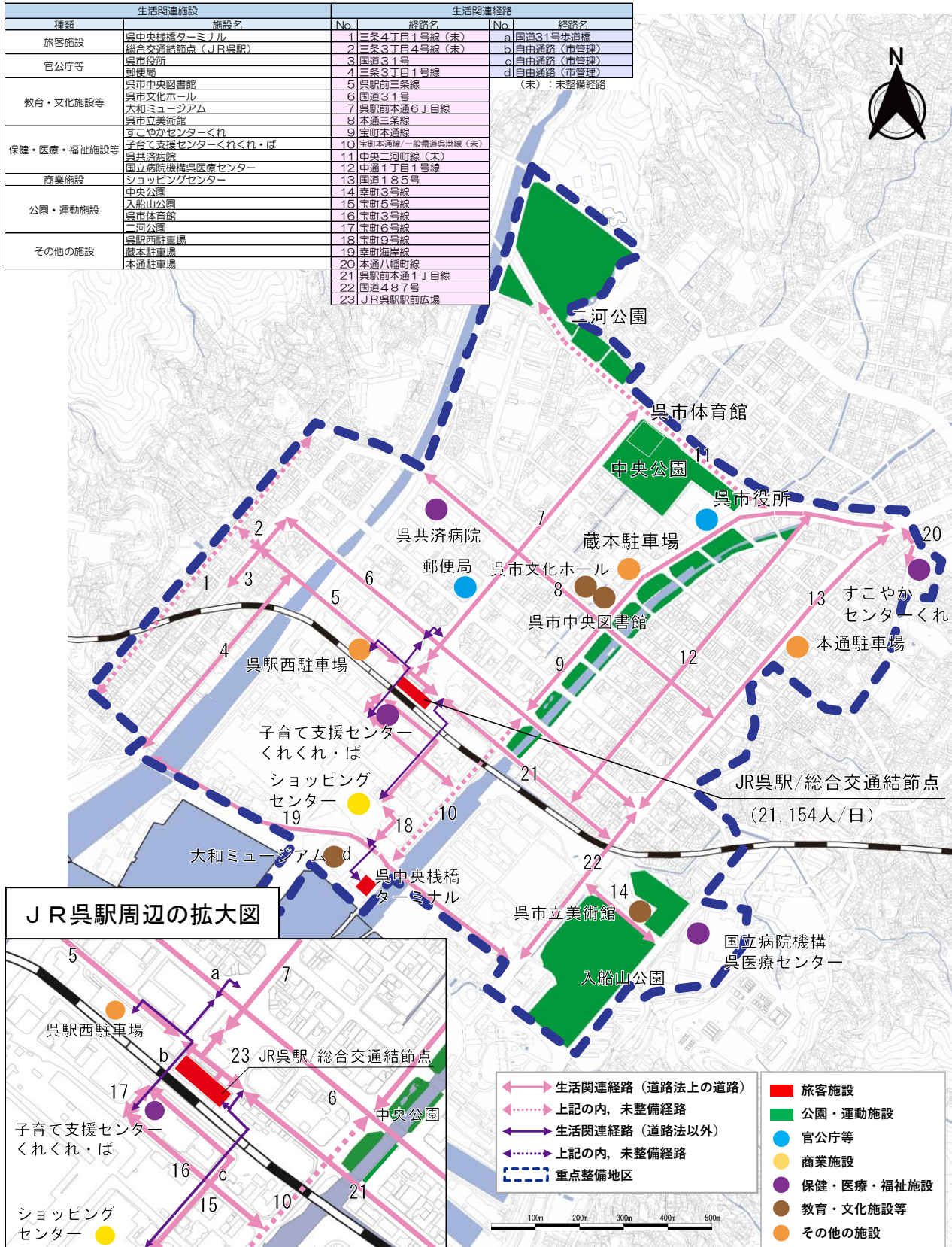


図70 重点整備地区 (JR呉駅・呉港周辺地区)

(2) 実施すべき事業

ア 公共交通特定事業

事業者	実施事業	実施時期※1	
		短期	長期
呉市	○呉港ターミナル ・乗降用設備のバリアフリー化	○	
広島電鉄(株) 中国ジェイアールバス(株)	○各バス停留所 ・時刻表や路線図の表示の改善	継続	

イ 道路特定事業

事業者	実施事業	整備内容	実施時期	
			短期	長期
呉市（市道）	○三条3丁目4号線 ○三条4丁目1号線 ○宝町本通線 ○中央二河町線	・歩行空間の確保 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置		○ ○ ○ ○

ウ 都市公園特定事業

事業者	実施事業	整備内容	実施時期	
			短期	長期
呉市	○中央公園 ○入船山公園 ○二河公園	・防災公園整備に併せたトイレの改修, トイレの多機能化（呉市体育館横） ・洋式トイレ化（左岸楓橋） ・トイレの多機能化（総監部側） ・洋式トイレ化, トイレの多機能化（多目的広場）	○ ○	 ○ ○

エ 交通安全特定事業

事業者	実施事業	実施時期	
		短期	長期
公安委員会	○信号機の改良・高度化	継続	
	○違法駐車行為取締り及び防止のための広報啓発活動	継続	

※1：実施時期 短期：5年以内に実施予定，長期：6年目以降に実施予定

才 教育啓発特定事業※1

事業者	実施事業	実施時期	
		短期	長期
呉市	<ul style="list-style-type: none"> ○市職員による出前講座やセミナーの開催 ○各種取組の紹介や市広報・HPによる取組の周知 ○ヘルプマーク・ヘルプカードの配布 ○市政だよりの点訳・音訳，手話通訳者の設置，奉仕員（手話・点訳・要約筆記・朗読）の養成及び派遣 	継続	
西日本旅客鉄道株 広島電鉄株 中国ジェイアールバス株 瀬戸内産交株	<ul style="list-style-type: none"> ○社員のバリアフリーに対する教育訓練 	継続	

※1：教育啓発特定事業は呉市全域で実施

② JR広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区

(1) 重点整備地区の区域・生活関連施設・経路

種類	生活関連施設		生活関連経路		
	施設名	No.	経路名	No.	経路名
旅客施設	JR広駅	1	阿賀中央西畑線	15	虹村1号線
	JR新広駅	2	国道185号	16	阿賀虹村線(未)
	JR安芸阿賀駅	3	一般県道安芸阿賀停車場線	17	広本町中新開線(未)
	交通結節点(JR新広駅)	4	阿賀中央5丁目13号線	18	国道37.5号
官公庁等	広市民センター/広まちづくりセンター	5	阿賀中央7丁目1号線	19	広本町1丁目13号線(未)
	阿賀市民センター/阿賀まちづくりセンター	6	阿賀南3丁目1号線	20	広本町1丁目5号線(未)
	郵便局	7	阿賀中央町線(未)	21	大新聞吉松線
保健・医療・福祉施設等	中国労災病院	8	阿賀中央5丁目1号線	22	古新聞2丁目13号線
	子育て支援センターひろひろ・ば(広まちづくりセンター内)	9	国道185号	23	多賀谷1丁目9号線
商業施設	ショッピングセンター	10	国道185号	24	一般県道広停車場線
	広公園	11	文化四新開線	25	広駅前線
公園・運動施設	虹村公園	12	古新聞4丁目9号線(未)	26	JR広駅駅前広場
	オークアリーナ	13	古新聞弁天橋線		
その他の施設	阿賀駅前駐車場	14	国道185号		

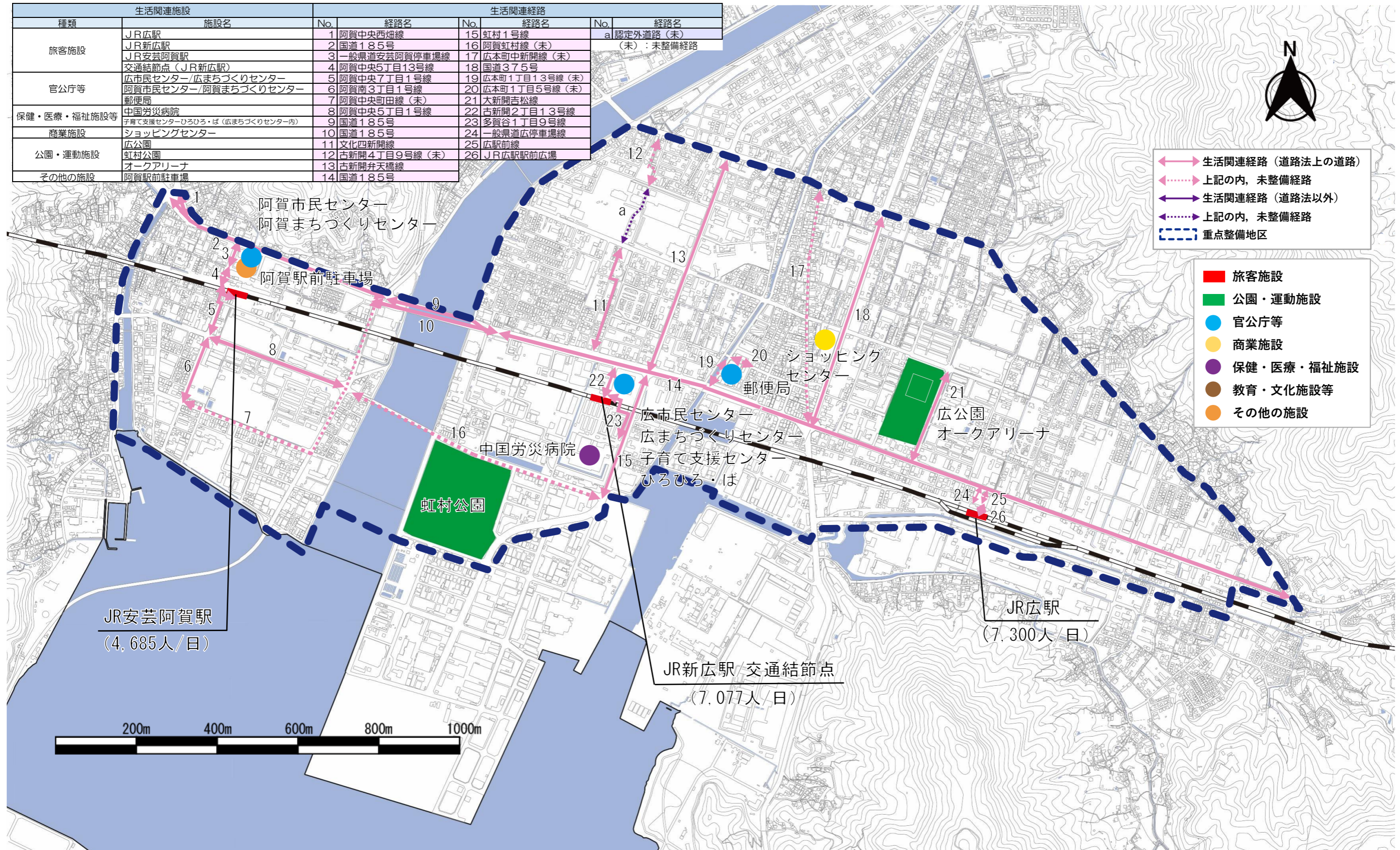


図71 重点整備地区(JR広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区)

(2) 実施すべき事業

ア 公共交通特定事業

事業者	実施事業	実施時期	
		短期	長期
広島電鉄(株) 中国ジェイアールバス(株) 瀬戸内産交(株)	○各バス停留所 ・時刻表や路線図の表示の改善		継続

イ 道路特定事業

事業者	実施事業	整備内容	実施時期	
			短期	長期
呉市（市道）	○阿賀中央町田線 ○阿賀虹村線 ○古新開4丁目9号線 ○認定外道路※ ¹ ○広本町1丁目5号線 ○広本町1丁目13号線 ○広本町中新開線	・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置（南側） ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・歩行空間の確保	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○

※1：市道認定されていない道路であり、特定道路に該当しないため、その他事業として実施

ウ 都市公園特定事業

事業者	実施事業	整備内容	実施時期	
			短期	長期
呉市	○広公園 ○虹村公園	・トイレの改築，トイレの多機能化（西側） ・トイレの洋式化，トイレの多機能化（多目的広場） ・トイレの改築，トイレの多機能化（野球場）		○ ○ ○

エ 交通安全特定事業

事業者	実施事業	実施時期	
		短期	長期
公安委員会	○信号機の改良・高度化		継続
	○違法駐車行為取締り及び防止のための広報啓発活動		継続

才 教育啓発特定事業

事業者	実施事業	実施時期	
		短期	長期
呉市	<ul style="list-style-type: none"> ○市職員による出前講座やセミナーの開催 ○各種取組の紹介や市広報・HPによる取組の周知 ○ヘルプマーク・ヘルプカードの配布 ○市政だよりの点訳・音訳，手話通訳者の設置，奉仕員（手話・点訳・要約筆記・朗読）の養成及び派遣 	継続	
西日本旅客鉄道株 広島電鉄株 中国ジェイアールバス株 瀬戸内産交株	<ul style="list-style-type: none"> ○社員のバリアフリーに対する教育訓練 	継続	

③ JR吉浦駅周辺地区

(1) 重点整備地区の区域・生活関連施設・経路

生活関連施設		生活関連経路	
種類	施設名	No.	経路名
旅客施設	JR吉浦駅	1	吉浦中町1丁目1号線(未)
官公庁等	吉浦市民センター/吉浦まちづくりセンター 郵便局	2	吉浦本町1丁目2号線(未)
		3	国道31号(未)
		4	吉浦東線(未)

(未)：未整備経路



図72 重点整備地区 (JR吉浦駅周辺地区)

(2) 実施すべき事業

ア 公共交通特定事業

事業者	実施事業	実施時期	
		短期	長期
西日本旅客鉄道(株)	○JR吉浦駅 ・駅前広場のバリアフリー化 ・ホームのバリアフリー化 ・トイレのバリアフリー化		○ ○ ○
広島電鉄(株)	○各バス停留所 ・時刻表や路線図の表示の改善	継続	

イ 道路特定事業

事業者	実施事業	整備内容	実施時期	
			短期	長期
国土交通省 (国道)	○国道31号	・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・障害物の整理による歩道の拡幅 ・交差点部分の傾斜や段差の解消 ・バス停留所のバリアフリー化	○ ○	○ ○
呉市(市道)	○吉浦中町1丁目1号線 ○吉浦本町1丁目2号線 ○吉浦東線	・歩行空間の確保 ・歩行空間の確保 ・歩行空間の確保 ・停留所の待合空間の確保	○ ○	○ ○ ○

ウ 交通安全特定事業

事業者	実施事業	実施時期	
		短期	長期
公安委員会	○信号機の改良・高度化	継続	
	○違法駐車行為取締り及び防止のための広報啓発活動	継続	

エ 教育啓発特定事業

事業者	実施事業	実施時期	
		短期	長期
呉市	○市職員による出前講座やセミナーの開催 ○各種取組の紹介や市広報・HPによる取組の周知 ○ヘルプマーク・ヘルプカードの配布 ○市政だよりの点訳・音訳、手話通訳者の設置、奉仕員(手話・点訳・要約筆記・朗読)の養成及び派遣	継続	
西日本旅客鉄道(株) 広島電鉄(株) 中国ジェイアールバス(株) 瀬戸内産交(株)	○社員のバリアフリーに対する教育訓練	継続	

3 特定事業計画の作成

基本構想に示した特定事業については、各事業者において特定事業計画を作成し、これに基づいて事業を実施することがバリアフリー法において義務付けられています。このため、基本構想作成後、速やかに特定事業計画を作成する必要があります。

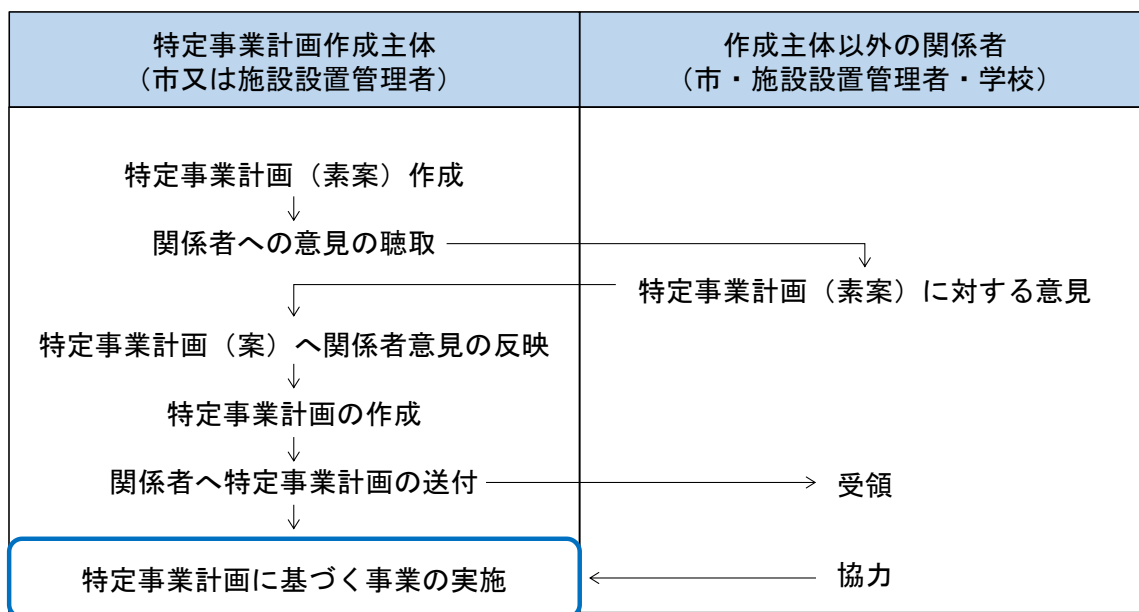


図 7 3 特定事業計画作成の流れ

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

第5章 呉市バリアフリー基本計画の評価・見直し

1 継続した取組に向けて

近年、社会情勢の変化は著しく、地域社会を取り巻く環境も日々変化していくことが予想されます。そのような社会を取り巻く環境の変化や将来の地域社会の状況に柔軟に対応するため、評価・見直しを行いながらバリアフリー化を推進する必要があります。

評価及び見直しに当たっては、計画作成（Plan）後のバリアフリー化の実施（Do）を受けて、その結果を評価（Check）し、必要に応じて見直し（Action）を行う PDCA サイクルにより、継続的に改善するスパイラルアップのサイクルを構築します。

評価及び見直しの実施は本計画の目標年次である令和14年度とし、その後もおおむね10年ごとに実施することで、バリアフリー化の継続的な推進を図り、呉市が目指す将来像の実現を目指すものとします。

また、バリアフリー法の規定により、促進方針及び基本構想はおおむね5年ごとに実施の状況について調査、分析及び評価を行うよう努めるものとされているため、中間年度に進捗状況の調査等の中間評価を実施し、必要があると認められる場合には計画の見直しを行い、目標年次まで本計画の遂行に取り組むものとします。

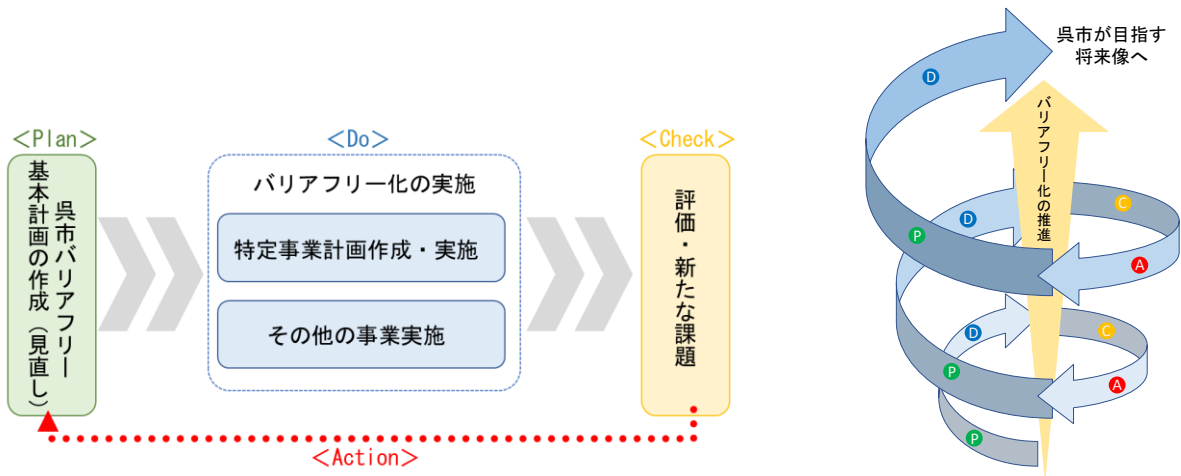


図74 PDCAサイクルとスパイラルアップのイメージ図

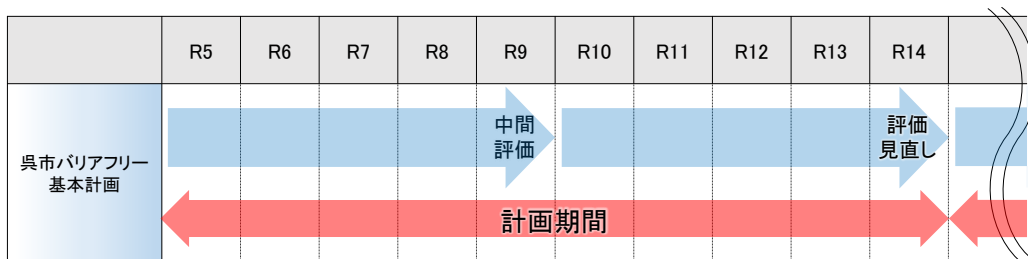


図75 計画期間

参考

1 呉市移動円滑化基本構想検討協議会構成員

令和4年4月13日現在
(順不同)

役 職 名	氏 名
国立呉工業高等専門学校教授	神田 佑亮
呉市老人クラブ連合会会長	鈴木 孝雄
呉市身体障害者福祉協会会長	川中 克幸
呉市すこやか子育て協会常務理事兼センター長	兼田 弥生
市民代表	鈴木 正憲
市民代表	林 杏奈
西日本旅客鉄道(株)広島支社企画課長	山本 直人
(公社)広島県バス協会専務理事	赤木 康秀
広島県呉警察署長	末廣 秀典
国土交通省中国地方整備局広島国道事務所副所長	福永 孝敏
広島県西部建設事務所呉支所長	箱田 伸洋
呉市土木部長	吉本 正秀 (第1回協議会まで) 松川 隆志 (第2回協議会から)

2 呉市移動円滑化基本構想検討協議会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第24条の2に基づく呉市移動等円滑化促進方針（以下「促進方針」という。）及び法第25条の規定に基づく呉市移動円滑化基本構想（以下「基本構想」という。）を作成するに当たり、学識経験者等から幅広く意見を求めるため、呉市移動円滑化基本構想検討協議会（以下「協議会」という。）を開催することについて定める。

(検討事項)

第2条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、促進方針及び基本構想の作成に関する意見交換を行うものとする。

(開催期間)

第3条 協議会の開催期間は、第1条に規定する目的が完了するまでとする。

(構成等)

第4条 協議会の構成員は、協議会の検討事項に関し知見を有する学識経験者、関係機関、関係団体に属する者、市民等のうちから、市長が委嘱する。

- 2 協議会に座長及び副座長を置き、座長は構成員の互選により定め、副座長は座長の指名により定める。
- 3 座長が必要と認めるときは、構成員以外の者を協議会に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 4 座長が必要と認めるときは、構成員の追加を市長に求めることができる。

(運営)

第5条 協議会は市長が招集し、議事の運営は座長が行う。

- 2 座長が議事に出席できない場合は、副座長が議事を運営する。

(謝金等の支払)

第6条 協議会の会議に構成員又は第4条第3項の構成員以外の者が出席した場合には、予算の範囲内で、謝金等を支払うことができる。

- 2 謝金の額は、日額10,000円とする。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、会議等の内容に法令等の規定により公開することができないこととされている情報が含まれている場合又は非公開にすべき情報が含まれている場合は、会議の公開をしないものとする。

(会議の傍聴)

第8条 会議の傍聴を希望する者は、開会前に傍聴の申込手続を完了した上、係員の指示に従い入場しなければならない。

2 傍聴人の定員は、10名とし、先着順によるものとする。

(議事の公表等)

第9条 都市計画課は、協議会の構成員名簿、議事概要等（呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）第9条各号に定める非公開情報を除く。）を市ホームページ等により公表する。

2 構成員は、協議会で知り得た情報（前項の規定により公表する事項を除く。）をみだりに他に漏らしてはならない。構成員を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

付 則（令和3年9月16日改正）

この要綱は、令和3年9月16日から実施する。